

平成30年10月10日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	(欠番)	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	森田律子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	土	井	正	昭
建	設	大	代	昌	浩
会	計	山	口	徹	也
総	務	中	島		剛
総	務	江	頭	憲	和
人	権	江	口	清	一
企	画	田	崎		靖
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	田	代		章
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
都	市	岩	下	善	孝
都	市	藤	井	節	朗
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和
監	査	村	田	敏	樹

平成30年10月10日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第46号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 決算審査特別委員会付託議案
- 議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定について
（特別委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 文教厚生産業常任委員会付託議案
- 議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について
（委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 総務建設環境常任委員会付託請願
- 請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願について
（委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 総務建設環境常任委員会付託請願
- 請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願について
（委員会審査報告、質疑、討論、採決）
- 日程第8 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙
（杵藤地区広域市町村圏組合同約第5条第3項関係）

追加日程第1 議員上程

意見書第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書（案）
（質疑、討論、採決）

午前10時 開議

○議長（松尾勝利君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の議事日程どおり、議案審議、委員会報告、選挙を行います。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。橋村事務局長。

○議会事務局長（橋村直子君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件及び諮問1件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、お手元に配付しております議案書（その3）の目次に記載のとおりでございます。

また、監査委員から平成30年度7月分の出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（松尾勝利君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。本日は今定例会の最終日でございます。本定例会に提案いたしておりました各議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案をいたします議案は、事業契約の変更1件、人事案件1件でございます。

まず、議案第46号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更について申し上げます。

昨年の9月から整備を開始しております中村住宅につきましては、今年度内の完成を目指して、現在建設を進めているところでございます。その建設の段階で、基礎工事等の工事内容を変更することになりまして、契約金額に変更が生じたので、改めて議会の議決を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

現委員の山田次郎さん、任期が平成30年12月31日をもって満了することに伴い、後任者と

して植松幸代さんを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案について説明をいたしました但、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が御説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

お諮りいたします。議案第46号及び諮問第3号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認めます。よって、議案第46号及び諮問第3号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第46号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第2. 議案第46号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

おはようございます。都市建設課からは、議案第46号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更について御説明申し上げます。

議案書は1ページ、議案説明資料は1ページから2ページでございます。

議案書1ページの提案理由といたしましては、8月の全員協議会での御説明、御審議いただきましたとおり、中村住宅の基礎工事等の工事内容の変更に伴い、契約金額の増額に係る契約を締結したいので、この案を提出し、議会の議決を求めるとでございます。

まず、議案説明資料の1ページ目を御説明いたしますので、ごらんください。

1番の事業契約の内容で、(1)事業名は鹿島市中村住宅整備事業でございます。

次に、(2)契約内容といたしまして、契約相手は当初契約の相手方と同じ特別目的会社SPCの北鹿島中村住宅株式会社でございます。

契約金額は、変更前が1,074,084,568円、変更後が1,155,655,920円、その差額は81,571,352円の増でございます。

事業期間は30年契約でございますので、議会の議決の日から平成61年3月31日まで、西暦で申しますと、2049年まででございます。

次に、2番の変更理由といたしまして、鹿島市中村住宅整備事業は、平成29年9月15日議

会議決後にSPCと協議を重ね、中村住宅の建設を進めておりますが、その中で基礎工事等の工事内容について変更することとなり、当初の契約金額に変更が生じたため、契約金額変更の契約を締結する必要があります。

この変更理由は2点でございますが、まず1点目といたしまして、(1)基礎工事等の工事内容の変更でございます。

これは契約締結前に想定していた地盤の支持層よりも深い支持層までくい工事を追加することになり、また、転石として川石が掘削中に地中から出てきたことにより、その処分が必要になるなど、工事内容を変更することとなったものでございます。

変更につきましては、表の中で3項目に分けて整理しておりますが、その詳細を御説明いたします。

まず、1項目めのくい工事等が59,354,700円、その内訳は、くい工事の工事内容の追加、転石処分に伴う工事の追加、水道量水器を遠隔指示メーターに変更でございます。

次に、2項目めの諸経費が13,856,300円、その内訳は、くい工事等に伴う共通仮設費等の追加でございます。

次に、3項目めの消費税が、くい工事等と諸経費に係る分として5,856,880円でございます。

これら3項目の合計金額は、79,067,880円でございます。

次に、(2)基礎工事費等の増額に伴う割賦手数料(利息)の増額でございます。

これは基礎工事費等の増額に伴い、契約期間に割賦払いする施設整備費に対する割賦手数料(利息)が増加するものでございます。

増加の項目は表の中の1項目のみでございますが、その内訳を御説明いたしますと、基礎工事費等の増額に伴う割賦手数料の増加として、2,503,472円でございます。

次に、2ページ目をお願いします。

ただいま御説明いたしました変更理由は2点となりますが、上の表の中でお示ししてありますとおり、基礎工事等の工事内容の変更分79,067,880円と基礎工事費等の増額に伴う割賦手数料(利息)の増加分2,503,472円を合計いたしますと、81,571,352円となります。この金額が、1項目めの冒頭で御説明いたしました契約金額の変更前と変更後の差額となっております。

そして、この表の下、欄外には参考の計算式をお示ししておりますが、内容は今回御提案の変更契約に係る契約金額として、当初契約金額1,074,084,568円に増額分81,571,352円を加えた変更後の契約金額が1,155,655,920円という内訳でございます。

次に、3番の債務負担行為の設定につきましては、平成29年度の当初予算で1,076,000千円を設定しておりますが、先ほど御説明いたしました変更契約の理由で、くい工事等に追加費用を要し、当該限度額に不足が生じたため、新たに債務負担行為を設定するものでござい

ます。また、今後、金利変動等に伴う契約金額の変更が見込まれるため、当該金額も考慮いたしまして、今年度9月補正で議決をいただきました1億円を新たに設定しているものでございます。

この債務負担行為設定の計算式は、次の行にお示ししておりますが、当初予算で1,076,000千円に増額分と金利変動等の金額1億円を加えた変更後の債務負担行為の設定額が1,176,000千円というふうになってまいります。

なお、次の米印のほうで説明しておりますとおり、今回の変更後の債務負担行為設定額1,176,000千円から今回の変更の契約額1,155,655,920円との差額は、金利変動等の見込み額として20,344,080円で算出させていただいております。

この見込み額の20,344,080円の内訳は、昨年度の当初設定の債務負担行為額1,076,000千円から昨年度の変更前の当初契約額1,074,084,568円を差し引いた執行の残額1,915,432円と、今回、平成30年度新たな設定分の今後の変更予定調整額18,428,648円の合計額でございます。

最後に、4番の経過及び今後のスケジュール予定でございますが、時系列をもって御説明をいたします。

まず、平成29年7月21日、優先交渉権者の決定。次に、平成29年8月30日、仮契約。次に、平成29年9月15日、当初契約の議会議決。次に、平成30年9月14日、債務負担行為の設定。次に、平成30年9月28日、契約金額変更として工事費追加等の仮契約。次に、平成30年10月10日——本日です。契約金額変更として議会議案提出。次に、平成30年12月、指定管理者の指定。次に、平成31年2月、竣工、住宅の完成。次に、平成31年3月、入居開始、そして、SPCの維持管理開始。最後に、平成31年3月、契約金額変更として金利変動対応等の仮契約。

以上、現状における経過及び今後のスケジュール予定はこのような内容となっております。

なお、この中村住宅整備に関しまして、市議会の皆様には足かけ4年にわたり、何回にもわたりまして慎重なる御審議、御助言等をいただきましたことをもって、鹿島市で初めて取り入れました市内の民間事業者と行政が協力して進めるPFI事業として、旧鹿島警察署跡地に今年度末の完成と入居の完了へ向けて順調に建設工事も進み、住宅の形としても徐々に見てとれるようになりましたので、今後も引き続きまして住宅の完成に向けて取り組みを行っていく所存でございます。

これで御説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、説明をいただきました。事前に全員協議会の中でも一度説明はいただいたんですが、確認の意味も含めて何点か質問したいと思います。

今回、地盤のくい打ちを追加しなければならないということでこういうふうな変更が出ているわけですが、当初、地盤調査は行うべきだと思いますが、鹿島市側、それとSPC側、どういうふうな調査をされたのか、まずそれをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えします。

この地盤の調査につきましては、もともとありました旧鹿島警察署の図面によりまして、その数字で約15メートルでしたけれども、公表を行ってSPCとの契約を行いました。

SPCとの関連に関しましてですけれども、事前に市でボーリング調査を実施しても、まずは建築基準法の規定というものがございまして、これで民間企業のSPCが自分たちの提案箇所に再度ボーリング調査を行ってもらう必要がございました。

ボーリング調査を市が事前に行うことになれば、逆に事前に、全協等でもお答えしましたが、民間事業者の方に対して住宅建設の場所を誘導してしまうことになりまして、また、限定する状況になってまいりますので、ここで民間の活力、今回のPFI事業の特性が損なわれることになりましたので、ここは市とSPCとの間で契約の協議を行いまして、今回のくいの長さ、あるいは変更の経緯に至った内容でございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今、答弁をいただきましたが、今回建設される市営住宅の場所は、御承知のとおり旧鹿島警察署の跡地です。旧鹿島警察署が建ったときと比べると、建築基準は相当変わっていると思います。耐震工事も含め、さまざまところ。そこまで予測はできなかったのか。

先ほどおっしゃったように、事前に市がボーリング調査をした場合、その場所等が民間の方に知れてしまうとか、さまざまな理由はあったかもわかりませんが、来年の3月からは入居が開始すると、こういうふうな半年前ぐらい、この時点までならないと議会へ出すことはできなかったのか、そこのあたりは担当課としてどういうふうに考えていらっしゃるのか、再度御答弁ください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回、議会のほうに少し遅くなったような内容で御質問等も受けておりましたけれども、

今回の変更の時期、今の時期になった経緯まで含めてですが、まずは今回、一番大きなくい工事、これは目に見えない部分の工事が実際完了していることが、整備費全体の変更の額を算出する前提となってまいりました。実際、くい工事が6月中旬に完了しております、その増額分の見積もりがSPC側から7月に提出なされております。これをもって8月に長期の収支計画の契約の変更額、これをSPCと市で行っております。

中村住宅につきましてはPFI方式で実施を行っておりますので、民間企業体のSPCが金融機関から融資を受けられる必要がございます。この融資の手続自体がSPCと金融機関との間で、期間が大体二、三カ月程度、結構長くかかられることとなります。これらをもってSPCが金融機関から融資を受ける際に、事業契約に記載された契約金額や、あるいは全体の事業内容を基準として金融機関からの融資を受けられるということで、議会への御報告自体は9月に行った経過がございます。

事業としては初めての内容でございますので、ここは議会の皆様に対しても、議会の定例会あるいは全員協議会等で逐一御報告しながら、なるべくいい形で持っていけるように、市内の民間の企業者を主体としたSPCさんでございますので、ここも含めて全体計画を練って、議会のほうには御報告を、今回、金額の変更ということで提案させていただいた経過がございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

今回の事業契約の変更が不測の事態と考えるのか、そこのあたりがどうかと私は思います。工事の途中で遺跡等が出てきた、これはどうしても工事は中断していきます。工事期間が長くなる、そういうふうなことで事業契約の変更等はもちろん行われるでしょう。しかし、これがそうだったのかというのは、若干の疑問は残るところです。

この工事費、約79,000千円。じゃ、これはどこが払うのか。市が払うのか、それとも北鹿島中村住宅株式会社、いわゆるSPCという民間の共同企業体、ここが払うのか、どういうふうにこれはなっていますか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

議案の中での金額ですね、今回の金額で79,067,880円、この支払い方法ということでの御質問としてお答えいたしたいと思っておりますけれども、この支払いにつきましては、これまでの当初契約で結んでおりました内容と同様に建設費の支払いになってまいりますので、これは

国費が入ります。率で申しますと、国費として45%が、国から市へ一度受けて、S P C側へお払いします。そして、残りの55%につきましてが、金融機関からS P Cが一時的に借りていただいて、その金額全てを、30年間の契約期間でございまして、この中で市のほうからお支払いをS P C側にしていくというふうな内訳になってまいります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

このところがやっぱりネックになってくるわけですよ。国費が45%、それから、S P Cがまず金融機関から借り入れる、55%。それはこの契約どおり、平成61年3月まで30年間で支払っていく。しかし、それは鹿島市から出していくわけですよ。実際はそれだけ工事費が上がるわけですよ。

P F I方式という今回初めての事業に着手したわけですけど、今後、P F Iを使っての事業がもし行われたとした場合、こういうふうに追加とかとなってきたときに、それが全て市のほうが持たなければならないのか、そこのあたり、もともとのこの契約の内容について、こういうふうな事業契約の変更についての事項はどういうふうになっていますか、それをお答えください。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今後のP F I事業の内容につきましては、今後また新たな事業で取り組むかどうかというのは市の中で決定して、議会のほうにもお諮りしていく部分でございまして、内容的にはP F I事業というのは基本的に一緒に、国費で残額を地方自治体が支払う、借り入れとか、そこら辺はS P C側との協議になってまいりと思っております。

今後も市が支払うのかとか、あるいは、もともとの契約事項の内容はどうなっているかという部分につきましては、今回で申しますと、まずはP F I事業における事業者の決定を行って、今のS P Cがございまして、この中で契約後にさまざまな、やっぱり初めて取り組む内容でございまして、課題とか、あるいは方向性をどうするかというのは当然出てまいります。これは今回、鹿島市で申しますと、現在までのうちに契約で三十数回、この内容についての協議等は行っておりまして、そこは随時変更があれば、事業費あるいは議会のほうへの御報告等も行うこととなってまいります。

一番最初の契約の内容については、これは役割分担ということで、まず、不測の事態、P F Iの中のS P C側の責任にならない部分については市のほうが責任を負うと、あとは工

事等の中でS P C側が何らかの工事のミス等があれば、S P C側で行ってもらおうというリスク分担をもって、随時工事内容は進めております。これはP F I事業に取り組む上で、議会のほうにもリスク分担表ということでお渡ししておりますので、御確認をいただければと思っております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

最後の質問にしますが、今回のP F I事業、非常に期待を持って取り組まれたと思います。私たち議会も同じ気持ちです。民間の活力を使わせていただいて、このP F I事業は国も進めている事業の一つです。

今回の中村住宅を建設するに当たり、先ほども御答弁があったように、担当課も相当勉強はされたと思います。議員も勉強をしました。そういう中で、やはりP F I事業、成功事例ばかりではなかったはずで、失敗事例もあったと思います。そういう中で、やはりこういうふうな不測の事態等が起きてきたときに、どういうふうに今後、P F Iとの契約等の中に盛り込んでいくのか、そういうふうなものもしっかりとさせていただかないと、何かあったとき、すぐこういうふうに金額の変更等が出てきてはどうかと思います。逆に民間の企業にしても、同じことが言えるかなと思うんですよね。

そのあたりをしっかりと考えていただき、来年の3月、これは完成です。ですから、私たちも完成後はもちろん見学にも行かせていただきます。鹿島市のほうに移住人口の増加になるだろうという期待も持っておりますので、今後ともしっかりとそのあたり注視をしていただくようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案されております問題については、私も先ほど伊東議員がおっしゃったことと同じような問題を持っていました。私も素人でよくわかりませんが、結局、地盤の問題でさらにくい打ち工事をしなくてはいけなかったというようなこと、それから、川石の処分が必要になったというようなことですが、川石の処分は少しじゃないと思うんですよ、これだけ予算をつぎ込まなくちゃいけないというのはね。

ですから、ここの地盤というのがどういうものだったか、これまで警察の建物が建っていたから間違いはないよというようなこともあったかもわかりませんが、もともとここの地盤というのがどういう地盤だったのかというのが研究されていたのか、警察が建つ前、その前です。特に北鹿島地区なんかは干拓の埋立地なんていうのもありますが、ここはそうじゃな

かったと思いますが、そういういろんな事例があつて、そして、くい打ちについても慎重にやらなくてはいけなかったと思うんですね、地盤の調査についても。特に今回、特殊な取り組みですから、より慎重にすべきだったと私はと思いますが、その点について、私はどうしても、ここで急にまたこういう形で80,000千円もの予算の追加をしなくちゃいけないというようなことになりますと、これから先のこの取り組みもどうなっていくかなという心配をしますが、その点についてはどうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

まず、川石の転石が今回出てきた部分ですけれども、ここは実際、地盤の工事をやっています中で、PFIの事業の中では、当初は地層までは確認は、取り組む前までは行っていませんでした。実際、掘削工事を行う中で、SPCのほうで転石が出てきたということで、これは費用が実際発生してまいります。ここは市のほうが費用負担をするのはおかしいということで、もともとが旧警察跡地でございますので、佐賀県の警察のほうに協議を行って、全額警察のほうで負担をしていただくということになっております。転石の処分は、一応処理は終わっております。

次に、地盤は取り組む前に調べていたかという部分について、これは先ほども御説明いたしました。当初は旧警察署跡地のくいの深さとして、15メートル程度が支持層、結局、建物を支持する層があるところと判断をいたして、実際それで想定しておりました。PFIですので、SPC側との契約に向かうための公表時、募集要項の公表時に警察から図面をいただきまして、この深さで約15メートルということで公表しております。旧警察署跡地の周辺もほぼこの支持層の深さであるということで、調べは終えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

いろいろ調べはしたということですが、こういう事態が起きたわけですね。だから、その辺については特に周辺も云々ということですけど、周辺のように個人の住宅、1戸建てとか小さなアパートとは違うわけで、そういう面についてはより慎重な対応をすべきであったと思いますし、実際にこういう事態が起きているわけですから、そこのところについては警察から図面をもらったから云々だとか、そういうことじゃなくて、実際に当たって、私はしなくちゃいけなかったんじゃないかと思うんです。

それと、ここにくい打ち工事のところ、水道量水器を遠隔指示メーターに変更と書いて

ありますが、途中でこうありますが、当初の計画の中で、何で後になってこういう形になったんですかね。それは当初は入っていなかったんですか。大体この分で幾らぐらいかかるんですか。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

今回の水道の量水器を遠隔指示のメーターに変更という内容への御質問ですけれども、まず、通常、各家の水道の量水器というのは、鹿島市の中では一般的に各戸メーターですけれども、今回のSPCの提案時点については、これは全国の一般的な各世帯用の通常メーターでの設置を行うように設計をいたしております。その後、SPCと水道事業者——市の水道課ですけれども——と協議を行って、都市建設課のほうも入って、どういうふうな方向に行くかということで、結果的には通常のメーターのままでは、水道管の引き込みのもととなる親メーターというのがございますけれども、ここでの検針となってまいります。この場合、その水量で上下水道料金が一括して算定されるというふうになってまいります。この一括算定の場合、入居者の上下水道料金に差が生じまして、入居者の御負担がふえてまいります。これらの理由によりまして、市からの提案によって、水道の量水器は一括して確認等ができる遠隔指示のメーターに変更を行わせていただいたという経過になってまいります。

金額がどれくらいかということでございますけれども、今回の遠隔指示のメーターにつきましては、金額として6,570千円です。ちなみに参考といたしましては、提案書の提出時点におきましては2,400千円ございましたので、今回差し引きとしては4,170千円の増ということで、議会のほうへの御提案をさせていただいたという経過がございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

今回の計画が非常に長期、30年という計画になるわけですが、私はいろいろ心配するのは、出発した時点からでもこういう変更しなくちゃいけないというような事態が起きている。これもただ単に変更じゃなくて、財政的な負担も大きく来ているというふうなね。

そういうことになりますと、今後、建物を建てていく、そういう過程の中でも、いろんな中で変更、今までなされていた以上のことが出てくる可能性がないとは言えないわけですね。例えば、水量のメーターにしたって、もう既にこういう形が出てきているわけですからね。

だから、この全体的な予算がどこまで膨れ上がっていくかは定かでない。私、そういうことを考えますと、30年後、鹿島市の財政の中にこの位置がどういうふうな形で示されるのか、

非常に心配するわけですよ。

特に最近、この事業だけじゃなくて、借金による事業が多いわけですが、そういうことになって30年後に、これはちょっと重たか事業やっぱいというようなことにもなりかねない。しかし、そのときになって、私はもちろん、執行された皆さん方ももうタッチしていないわけですから、誰ががんとしたかというようなね、極端な話ですけど、そういう財政的な大きな負担が生じてくる心配は全くないとは言えないと思うんですよ。

そういうことになりますと、流れの中でほかの事業に対してもいろんなしわ寄せが来るんじゃないかというような心配もしますし、特に民間の業者の人たちも、30年後の流れの中でどういう形になっていくかというのは定かでないわけですよ。

そういうのを考えますとき、私たちは今度の問題でどう取り組まなくちゃいけないか、私は正直言ってわかりません。全く素人ですからね。先ほど伊東議員も、よかったのもあるし、悪かったのもあるというようなことを言われましたが、まさに鹿島ではこれがテストケースですから、しかし、テストケースといたって、30年後になって結果が出たって、私たちは何のしようもないわけですが、その辺どうなんでしょうか。今後も建物その他について、こういう形の変更その他が出てきた場合に、同じような取り扱いをしていくのかどうかということですよ。

○議長（松尾勝利君）

岩下都市建設課長。

○都市建設課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

30年間という長い期間ですので、非常に心配されることは重々承知しております。これはこれまでの議会の中でも、御質問等の中でそういう声をいただいたところです。

変更自体は、現時点でいろいろ考えることがあります。条件自体の人為的なものとか自然的なものとか、条件の変更等によるものもございますし、法令や、現在、物価変動等のサービス対価等も全国的に変わっておりますので、そういう部分での変更もあると思います。あとは金利の変動やその他施設整備の緊急的な、あるいは定期的な改修等が出てくると思いますので、そのときは市のほうの予算を予定しながら、議会のほうへ必ずお諮りして、了承を得て事業につなげていくということで考えております。

そして、今後のほかの事業への財政的な部分でのしわ寄せとか、あるいは借金的に重たくならないのかとか、同様な取り扱いになるのかと、幾つかの御質問がございましたけれども、今回はPFI事業ということで、これに特化した内容として国庫補助金が45%、工事費にいただけると。もう一つ、住宅ということで、現在も行っておりますけれども、住宅の使用料、これは市営住宅と定住促進住宅がございましてけれども、これを充当して事業費に充てております。実際、SPCとの契約を行う上では長期の収支計画というのを立てておまして、こ

の中では一般財源は見込んでおりません。建設時は国庫補助金と住宅使用料、今後は住宅使用料の中で回していくというふうになってまいります。

歳入と歳出あたりでバランスがとれているかという部分も御心配だと思いますけれども、現在のところ、黒字です。市営住宅、定住の住宅——古枝住宅ですね。歳入歳出合わせての黒字で、今回の中村住宅も加算をいたしまして、30年間の収支の見込みを立てておりますけれども、これも現在のところ、3億円前後の計画の中で、今回の中村住宅も含めた鹿島市の市営住宅は回していけるというふうに思っております。

ほかの事業については、先ほど伊東議員のときに御答弁いたしました。事業内容についての審議とかは議会のほうへお諮りをしながら、財政になるべく負担がかからないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

最後にしますが、市営住宅については、これで終わりじゃないわけで、今、一番大事なのは、いつも言いますが、今、鹿島市民の人たちは住宅に非常に困っているんです。何でかと、家賃が高過ぎるということね。これは市営住宅についても、公営住宅についても、民間の住宅についてもそうですが。

ですから、今後やっぱり、そういう皆さんの声に応えられるような住宅の建設も必要になってくると思うわけですが、このようにして、さあ、お金が足りんやっただと、もちろん国庫補助もありますが、市がぽっと出すわけですよ。そういう財政的などこからか出てくるのがあれば、ほかの皆さんの安い家賃をというような声にも応えていかなくてははいけないと思いますし、その取り組みもぜひしてもらいたいと思うわけです。

そして、特に今回、今、ここの家賃も決まっているわけですが、こんなにして、例えば、いろんな経費がかさんできて、行く行く、30年の流れの中には、やはり時代の流れで家賃も変更せんばなんこともあると思いますが、そういういろんな問題がまだまだ山積みしていると思うんですよ。

そういう面では、私たちもいろいろな面を見ながら進めていきたいと思いますが、ぜひそういう面では、やって、ほら見れと、こういうことになったんじゃないかということがないようにせんといかと私は思いますが、なかなか私はそののところ、そうなるばいという確信はもちろんありませんけど、ぜひ慎重な取り組みをお願いして、終わりたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 鹿島市中村住宅整備事業の事業契約の変更については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第3 諮問第3号

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

異議ないものと認め、説明を省略し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、植松幸代氏が候補者として適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、諮問第3号は人権擁護委員候補者として植松幸代氏は適任であると認めることに決しました。

ここで10分程度休憩します。11時5分から再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時5分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 決算審査特別委員会付託議案

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第4. 決算審査特別委員会付託議案、議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定についてであります。

以上の7議案は一括して審議に入ります。

決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付をしております決算審査特別委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成30年9月28日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

決算審査特別委員会

委員長 中村和典

決算審査特別委員会 審査報告書

平成30年9月13日の本会議で付託されました下記7議案については、9月21日に概要説明と現地調査、並びに同月25日、27日及び28日の質疑をもって、審査を行いました。

審査の結果は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、鹿島市議会会議規則第98条の規定により報告します。

記

- ・議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長中村和典議員。

○決算審査特別委員長（中村和典君）

決算審査特別委員会委員長の中村和典でございます。ただいまから決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月13日の本会議において本委員会に付託されました、議案第32号から議案第38号までの7議案につきまして、9月21日、25日、27日、28日の4日間にわたり決算審査特別委員会を開催し、慎重に審査をしてまいりました。

なお、初日21日の午後からは議案関係5カ所の現地調査を行いました。

それでは、審査経過及び結果について報告をいたします。

市長以下、執行部の出席のもと、企画財政課より平成29年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。説明の要旨は次のとおりであります。

一般会計は、歳入14,382,578千円、歳出14,059,231千円、差し引き323,347千円の黒字決算となっています。次に、公共下水道事業特別会計は歳入1,162,354千円、歳出1,160,304千円、差し引き2,050千円の黒字決算、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計は歳入26,008千円、歳出680千円、差し引き25,328千円の黒字決算、国民健康保険特別会計は歳入4,569,442千円、歳出4,522,541千円、差し引き46,901千円の黒字決算、後期高齢者医療特別会計は歳入397,217千円、歳出395,740千円、差し引き1,477千円の黒字決算となっています。

次に、一般会計の決算概要について申し上げます。

歳入では地方債46.1%減、繰越金45.7%減、県支出金27.3%減などにより、歳入全体では対前年度比7.4%の減となったものの、一般財源ベースでは0.4%の減となっています。歳出では人件費4.9%の増、公債費は2.3%の減、積立金35.9%の増となっています。投資的経費は普通建設事業43.7%の減、歳出全体、一般財源ベースでは1.3%の増となっています。

このような状況の中、財源補填のために公共施設建設基金から小・中学校施設整備及び市道改修などの財源として約1億円取り崩し、財政調整基金は国保財政支援対策繰出金などにより約60,000千円を取り崩しました。

次に、主な財政指標についてでございますが、財政構造の弾力性を判断するための指標である経常収支比率は93.5%で、対前年度比1.6ポイント上昇しています。主な要因は、歳入では市税が増加したものの、普通交付税の減などにより歳入の経常一般財源が0.2%の増となった一方で、歳出は人件費、扶助費、物件費の増などにより経常経費充当一般財源が1.9%増加したことによるものであります。

実質赤字比率は、黒字決算ですので、実際の数字は出ていません。早期健全化基準は14.02%、

財政再生基準は20%となっています。

次に、水道事業会計や国民健康保険特別会計等の特別会計を含む連結実質赤字比率は、黒字決算ですので実際の数字は出ていません。早期健全化基準は19.02%、財政再生基準は30%となっています。

次に、借入金の返済額の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、一般会計のほか特別会計や公営企業、一部事務組合などを含む指標であります実質公債費比率は6.3%で、昨年度より0.7ポイント改善しています。早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となっています。

次に、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の大きさを標準財政規模に対する割合であらわしたもので、一般会計のほか特別会計や公営企業、一部事務組合などを含む指標である将来負担比率は113.3%で、昨年度より20.7ポイント高くなっています。主な要因としては、債務負担行為に基づく支出予定額として中村住宅整備管理事業分を計上したことによる増などです。早期健全化基準は350%となっています。

以上のとおり説明がありました。

次に、監査委員より議案第32号から議案第38号までの7議案について一括して決算審査についての概要報告がありました。その内容は次のとおりであります。

審査に付された歳入歳出決算書及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されていた。また、予算執行についても、歳入の確保と歳出予算の効率的な執行に配慮しながら各種の施策が推進されており、各会計とも予算計上の趣旨に沿って適正に処理されていた。

平成29年度鹿島市一般会計の歳入決算額は14,382,577,553円で、前年度比7.3%の減少となっている。この主な要因は、市税が2.5%、財産収入が474.4%、寄付金が122.1%、繰入金金が59.3%、国庫支出金が3.4%の増加となったものの、繰越金が45.7%、地方交付税が3.7%、県支出金が27.3%、市債が46.1%減少したことなどによるものであります。

また、歳出決算額は14,059,231,031円で、前年度比7.6%の減少となっています。この主な要因は、総務費が13.9%、民生費が2.9%、教育費が26.0%増加したものの、農林水産業費が23.7%、消防費が77.4%、公債費が2.3%の減少となったことなどによるものであります。

一方、決算統計の性質別経費を見ますと、歳出決算額では、ふるさと納税基金積立金の増加により、積立金が35.9%増加し、国保会計繰出金の増加により繰出金が6.3%の増加となったものの、鹿島新世紀センター建設工事や防災情報伝達システム整備工事、産地パワーアップ事業、漁業経営構造改善事業の完了により投資的経費が44%減少することとなった。

次に、特別会計の決算概要について申し上げます。

初めに公共下水道事業特別会計は、予算現額1,211,465千円に対し、収入済額は1,162,354,397

円で、受益者負担金210,700円と下水道使用料453,128円を合わせて663,828円が不納欠損処分されている。支出済額は1,160,304,397円、繰越明許費が40,300千円で、不用額が10,860,603円となり、歳入歳出差引額の2,050千円は次年度への繰り越しとなっている。

なお、一般会計からの繰入金は576,209,034円で、前年度に比べ12,716,956円、率にして2.2%減少している。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計は、予算現額1,519千円に対し、収入済額は26,007,954円で、この内訳は工場団地使用料が634,100円、繰越金が25,373,854円。支出済額680,082円は、立地企業の案内看板設置などの工事請負費や除草委託料などの維持管理費である。未分譲の残地1.1ヘクタールにリース制度を利用した企業の進出が決定し、谷田工業団地の分譲は完了しました。

次に、国民健康保険特別会計は、予算現額4,646,235千円に対し、歳入決算額は4,569,442,127円、歳出決算額は4,522,541,281円であり、収支差し引きで生じた余剰金46,900,846円については、国民健康保険基金に積み立てられる。

次に、後期高齢者医療特別会計は、予算現額399,073千円に対し、歳入決算額は397,216,599円、歳出決算額は395,739,756円となっており、収支差し引きで1,476,843円の黒字決算となっている。

次に、給与管理特別会計は、予算現額1,907,656千円に対し、収入済額及び支出済額ともに1,892,804,063円で、前年度より35,510,444円、率にして1.9%増加している。これは、非常勤嘱託職員の増加による報酬の増加や、短時間勤務職員の社会保険の適用拡大等により共済費が増加したことが主な要因であります。

最後に、水道事業会計決算審査意見書について申し上げます。

事業の概要として、給配水の状況は、給水戸数9,504戸で前年度に比べ20戸増加しているものの、給水人口は2万5,762人で、前年度に比べ282人減少している。給水戸数は微増傾向にあるが、給水人口は減少が続いている。有収水量は1.2%減少し、234万1,466立方メートルとなり、これに伴い給水収益も1.2%減少し、477,627,869円となった。また、水道料金の収納状況は、前年度と比較して収納率は現年度分が0.5ポイント、過年度分が4.2ポイント低下し、未収金が2,965,115円増加している。不納欠損処分は157件、1,732,754円であり、前年度と比較して6件、66,468円減少した。収益的収支については、総収益が547,690,371円、総費用が445,790,042円となり、収支差し引きで前年度よりも13,182,396円多い101,900,329円の純利益が生じた。また、資本的収支では、54,106,755円の収入に対し、356,587,758円が支出されており、資本的収入が資本的支出に対して不足する額は302,481,003円となった。

資金の増減を示すキャッシュフロー計算書の期末残高は、業務活動により得られた資金が投資活動と財務活動で使用した資金を上回ったため、現金が1,716,704円増加しており、資金活動については、比較的良好な状態であると考えられる。

給水人口が減少を続け、給水収益の増加は期待できない中で、老朽化した施設の更新に必要な財源の確保が水道事業経営の重要かつ喫緊の課題となっている。

以上が監査委員からの報告概要であります。

次に、決算特別委員会で出された質問を抜粋して申し上げます。

質問 29年度の海底耕うんで、一般財源2,211千円の中身というか、何にこれを経費として上げられたのか。

答弁 有明海海底耕耘支援事業を27年度から3年間行った。耕うんの作業船を手配し、器具を使い、海底を耕うんする作業を漁協の協力をいただきさせていただいた。国が50%、県が25%、市が12.5%、漁協も12.5%という負担割合で実施しており、市の負担が12.5%分2,211千円であった。

質問 ファミリーサポートセンター事業が29年度から始まったが、1年目の苦勞とか成果はどうか。

答弁 まずは登録会員数の確保に力を入れた。現在、登録会員数が81人で、内訳は子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が47人、子育ての手伝いができる人（援助会員）が34人である。

質問 母子手帳アプリの件は、新聞報道にも出たように、県内初で取り組んでいただき非常によかったと思っている。この成果はどうか。

答弁 母子手帳アプリは県内でもだんだん普及し、子供の月齢・成長の度合いにより情報を引き出すことができる。子供の病気に関しても情報をこのアプリから得ることができ、使用された方からは好評を得ている。

質問 学力向上対策事業は本当に成果が出ているのか。事業費の2,250千円はどう使っているのか。

答弁 基本的には知能検査であるとか、いろんな学力に関する検査をしている。あと大きいのは、小学校においてCRTという学力検査を実施しているので、検査代が主なものである。

質問 インプリンティング牛について、放牧事業を紹介されたということで、東京で開催された肉肉学会での反応はいかがだったのか。

答弁 大学教授や民間のレストラン経営者等々、さまざまな方が参加されての学会だった。取り組みの発表の後に試食会ということで肉を出したが、その中での評価は非常に高いものがあつた。

質問 学校給食運営事業で鹿島産の米を100%使っているというところで、ほかの食材では鹿島産はどれくらい使われているのか。

答弁 主食以外では16.9%、28年度が9.3%だったので、7.6%は上昇している。時期的にもよるが、温州ミカンも100%鹿島産であるとか、4月のイチゴ、11月のハウレン

ソウなどは鹿島産を100%使用している。

質問 生涯学習センターエイブル及び市民会館が平成21年度に指定管理者制度を導入して10年目を迎える。29年度の委託料はエイブル88,983千円、市民図書館68,592千円、多額の予算である。これまで監査委員事務局は財政援助団体の監査を行われたことはあるのか。

答弁 生涯学習センター及び市民図書館に関して、これまで財政援助団体の監査を行ったことはない。

質問 どうして行わないのか。

答弁 これまで行ってきた中で、生涯学習センター、市民図書館がその対象にならなかった。今年度、財政援助団体の監査の対象として、生涯学習センター及び市民図書館を実施しているところ。今、担当課のほうへ書類等の依頼をしている。

質問 放課後児童健全育成事業で、幾つか改善点があるということで、どの部分をどれぐらい改善されたのか。

答弁 今後、次年度の保護者の説明会のときは訂正したものをお出しできると思っている。支援員さんについては、今の段階で何か待遇の改善をしたとかはないが、今後の福祉の課題として考えており、各関係機関あたりの協議をしていきたい。

質問 ため池整備事業で、水梨下ため池と西堤ため池について改修整備、耐震化工事を行うための実施設計を行ったとのことであるが、設計はできているのか。できていれば、いつごろ工事にかかるのか。

答弁 耐震化工事の為の設計業務は今年度で終わっているもので、31年度において西堤ため池、32年度において水梨下ため池の耐震補強工事の予算の要望をそれぞれしていく考えである。

質問 市民交流プラザで、何かあるときは駐車場が足りないという状況だが、今駐車場は全体で何台とめられるだけのものが用意されているのか。

答弁 市民交流プラザ利用者用の駐車場として、東側駐車場に71台、中牟田公民館前駐車場が17台、ピオの利用者の方とめられる駐車場が38台ある。

質問 鹿島市は男女共同参画の取り組みがおくれているという指摘があるが、これまでの取り組みについてと、これからどのように対応していこうと思われているのか。

答弁 御指摘のとおり、鹿島市で設置している審議会、委員会、協議会の女性委員の割合が低いということで、先般、庁内で、目標を30%と説明して周知を図った。男女共同参画に対する意識を高め、ことしは職員向けの研修会を開催して、今後も引き続き行っていきたいと考えている。

質問 健康増進事業のがん検診について。受診率がいずれも10%を切っているが、どういった要因なのか。

答弁 受診率の算定方法が平成28年度までと平成29年度以降では違っている。実際は受診者数で比較すると徐々にふえてきている。

質問 ふるさと納税、28年度が約1億円、29年度が260,000千円と非常に伸びているが、伸びた原因は。

答弁 返礼品の数を大幅に拡充し、企画財政課内に担当の職員を配置して充実を図り、鹿島市の魅力発信ができたのではないかと。

質問 避難施設の案内板は今現在、市内33カ所に見ることができる。これは33カ所で終了ということになるのか。

答弁 避難場所については、御要望や意見もあり、今後また指定するところもあると思うので、その辺も含め設置することになろうかと考えている。

質問 有明海海洋環境調査委託料の委託先について、毎年行われているのか、結果をどのようにして公表されているのか。

答弁 この目的は、有明海の沿岸、鹿島市の沿岸、干潟域の調査ということで、水産生物を含めた生物調査と酸素濃度の調査を委託しているもの。委託先は、佐賀大学の有明海低平地沿岸海域研究センター。結果は、報告会ということで、平成29年度は2月6日にエイブルで行っている。これは毎年行っている。

質問 市民会館のデザイン研究業務について、研究結果を見ての評価は。

答弁 最終的な規模を小さくした形でのデザイン研究ができ上がり、佐賀大学と共同研究をさせていただいて、現在も成果が出てきたと思っている。

質問 ごみステーション等設置補助金は今回14基ということで報告されているが、29年度新たに14基設置されたということでもいいのか。

答弁 新たに12基ということで、あとは補修になる。

質問 チャイルドシートを10台購入して、貸し出しが93件で、無料で貸し出しされている。使用の条件とか期間については。

答弁 鹿島市内に実家があるようなとき、あくまでもチャイルドシートを買うまでの間にお借りいただくというのと、帰省の際に借りていただく、その期間が最長6カ月ということで貸し出しをしている。

質問 鹿島市も随分空き家がふえたという実感がある。空き家登録の状況は。

答弁 平成19年のスタートからの総数が69件で、そのうち成約物件として処理できたものがあるので、現時点においては10件である。

質問 市税について、これからはウォレット決済も必要になってくるのではないかと。経済産業省がキャッシュレス・ビジョンを発表しているが、これについて何か取り組んでいるのか。

答弁 ウォレット決済、電子機器を使った収納について今後需要が伸びることは想定で

きるが、現段階ではそこまで及んでいない。

質問 これからはそういう時代は変わってくると思うので、早急には言わないが、協議の対象の一つにさせていただきたいが、どうか。

答弁 収納率の向上に向けては、いろいろな方法、ニーズや時代の流れに合った方法を研究し、乗りおくれないように活用していきたいと考えている。

質問 市民会館の建設検討委員会が平成29年度は7回開催され、さまざまな議論をされてきたと思う。駐車場不足がこれだけ市民の中で話が出ているが、検討の必要があるのではないか。

答弁 現段階では設計候補者をプロポーザルという形で選考しており、駐車場不足の点については、ある程度形が見えてきたところで検討していく。

質問 公害対策事業で、水質検査、騒音・振動測定等とあるが、この中で異常があった箇所があるかどうか。

答弁 水質検査は全部で20カ所、一部の水域で基準を満たさなかったものがある。騒音・振動については、基準値内ということで報告が上がっている。

質問 移住推進事業で、ながさき暮らし・さが暮らしUIJターンで39名ぐらいお見えになったとのことで、相談に見えた方の年代は。

答弁 若い方で20代の方が1名、そのほかは40代以上の方となっている。

39人というのが佐賀県ブースに来られた人数で、鹿島市のほうに相談に来られた方は13人である。

質問 肥前浜宿移住体験施設整備ということで、本当にいい施設ができたと思っている。利用の状況、体験に来られる予定について。

答弁 ことしの7月に2週間、関東からの方が御利用いただいた。現在、9月の今の時点でも2週間、また別の方が長崎市のほうから来ていただいている。7月から9月にかけて2組が実際利用していただいて、そのほかの問い合わせ等も三、四件あっている。今後も力を入れていきたいと思う。

質問 ふるさと納税で約300品の返礼がなされているが、この商品の契約についてどのようになっているのか。

答弁 個人で経営をされている方、農園等を経営されている方、農業協同組合も当然入っているので、今契約をしているのが32事業者である。

質問 エコツーリズム啓発事業の3つの環境団体と、鹿島市の豊かな自然環境を守り育て活用する補助金についての具体的な活動内容は。

答弁 1つが佐賀大学のシステム生態学研究室で、国指定の天然記念物ヤマネの生態調査を行って、子供たちの環境教育につなげていっている。2つ目が自然環境保全に関する事業で、北鹿島振興協議会がなっておられる。ラムサール条約湿地登録地周辺の

清掃活動等を行っていただいている。3つ目が英語版のぐるっとめぐる肥前鹿島有明海事業で、鹿島市を訪れる外国人への英語版のパンフレットを作成し鹿島のPRを行っている。

質問 公園施設管理事業の蟻尾山公園老朽化遊具取りかえほかで10,356千円計上されているが、実際どのようなものが含まれているのか。

答弁 この内訳については大きく3項目事業がある。1つ目が遊具取替工事。残りが、臥竜ヶ丘公園に時計塔の設置工事を1件行っている。そして、最後の事業が蟻尾山公園内の雨水暗渠排水管の復旧工事を行っている。

質問 公共下水道年度別事業費の中で、歳入のほうで受益者負担金が28年度に比べて29年度が大幅に大きくなっているのは、利用者の数がふえたということでのいいのか。

答弁 これは前年度、下水道を整備した面積が大きかったため、それに対しての受益者負担金が翌年にかかってくるので、29年度が伸びている。

質問 今後、公共下水道の污水管の布設工事というのはどういうふうに進んでいくのか。

答弁 鹿島川と中川に囲まれたエリア、いわゆる鹿島中部地区を中心に進めてきた。そこから北鹿島に移って、今は納富分を中心としたエリアの整備を進めている。こちらを中心として拡大をしていく。それと、祐徳門前地区のほうに取り組んでまいりたいと思っている。

質問 公共下水道は整備が済んだところでもまだ加入されていないところがたくさんある。加入されていない世帯にどういう指導、推進をされているのか。

答弁 整備された地区については、翌年に受益者負担金をお願いに回り、地主・大家さんに負担をお願いしている。下水の接続の推進に関しては、課の担当係で毎年1回、2人1組になって回っている。借家・アパートについては、基本的に大家さんのところをお願いに行っている。

質問 水道使用量に応じて下水道使用料も変わってくるが、水道使用量に対して何%ぐらいになるのか。

答弁 水道料金に対して、およそ7割程度ということになっている。

質問 谷田工場団地は分譲を完了した。関西、関東、九州以外から企業進出のお声がかかったとき、県から打診があったときお答えのしようがない。雇用の確保も考えると新規の工場団地の造成は必要だと思うが。

答弁 川島金属さんの進出によって、谷田工場団地は分譲完了となった。現在の状況として、4カ所程度絞っている。県が希望される10ヘクタール以上の候補地が2カ所あり、推薦している。実施計画において、平成32年度に新工場団地の基本設計業務委託を計上している。4カ所以外にも候補地がないか選定を行いたいと考えている。

質問 医療費の水準は、鹿島市は県内においてどうなのか。高いのか、安いのか。

答弁 手元にある資料が少し古いですが、医療費水準に関しては、平成27年度で県内20市町のうち15位となっている。所得水準は毎年上下するが、10位以内ということで、比較的所得水準は高く、医療費水準は低いという傾向にある。

質問 以前からすれば、かなりジェネリックの比率が上がってきた。その比率と大体どれくらい薬価が下がるのか。

答弁 平成30年7月のシェアで75.4%である。新薬の約3割から5割の価格ということになっている。

質問 医療費で、C型肝炎治療でかなり高額になった点があったが、今は別のがんに対する高額医療費というのがあるが、これについてはどうか。

答弁 がんの治療薬、オプジーボのことだと思うが、国保の被保険者の方の中には使っておられる方はいらっしゃるが、大勢に影響を与えるほどには至ってない。

質問 水道料金の未収金が28年度から29年度ふえている。未収金がふえてきたことをどう分析しているのか。

答弁 水道料金の未収金は、前年度より3,000千円ほど増加しているが、29年度最終期の3月期分の納期が4月2日となっている。水道会計年度を超えた4月2日の最終納期限日に納入される大口の事業者がおられ、その分が約1,800千円程度ある。昨年度よりちょっと未収が多くなっている状況。

質問 国保税の場合は納入しないと短期保険証という制裁措置があるが、水道料金の場合には何かそういうものがあるのか。

答弁 制裁処置ではないが、水道料金を2期以上納めてもらっていない方については、未納であるということと、今後納入がない場合は停水を行う旨の通知を各個人宛てに送付している。納付の約束ができた場合は停水のほうは行っていない。

質問 工場によっては地下水を利用されているところがあるが、市内の工場の中で何%が地下水を利用されているのか。

答弁 大村方工場団地のほうで10件、ほとんどが水道等も使われている。井戸との併用というところもあるが、井戸を使われているところは10件以下だったと記憶している。谷田工場団地のほうは、地下水を使っておられると確認している。

以上、本委員会に付託されました議案第32号から第38号までの7議案は、質疑終了後、討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上が決算審査特別委員会の審査報告であります。

なお、一般会計・特別会計決算、水道事業会計決算と約二百数ページにわたる議事録から抜粋をしてまとめ上げ、報告書を作成していただきました杉原元博副委員長に厚くお礼を申し上げて、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

午前中はこれにて休憩します。午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時53分 休憩

午後1時 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第32号から議案第38号までの7議案についての委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。討論ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第33号から議案第37号までの特別会計歳入歳出決算認定について、そして、議案第38号 水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論をいたします。

平成29年度一般会計歳入決算額は14,382,577,553円、歳出決算額は14,059,231,031円で、実質収支額は238,945,522円の黒字決算となりました。企業誘致活動により鹿島市の得意分野である物づくりが活性化され、雇用促進の新しい一助として期待が持てるようになりました。1次産業支援についても、国、県、市との連携により後継者不足の解決策を見出すことができました。交流人口の増加については、インバウンド効果も着実にあらわれ、祐徳門前地区浜宿を拠点地域とし、観光面においては満足のいく結果があらわれています。また、ふるさと納税については、担当課の努力もあり、寄附金増につながっています。なかなか着手できなかった各種施策を行うことで市民の皆さんの満足度も満たされていると感じています。ただ反面、市債の発行、基金の取り崩しには今後も注意を払っていただくことをお願いしたい。新市民会館建設を含め、大型事業が今後も控える上では重要であります。総体的に見て財政力指数も改善の方向に向かい、実質収支比率も望ましい範囲であることを判断し、賛成の討論とします。

続けて、特別会計各種決算認定についても、各事業決算内容は良好と判断ができます。谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については、未分譲の残地に企業進出が決定し、分譲が完了できたことは大変うれしく思います。

国保については、県内広域体制に期待をしていますが、各市町の標準保険率については市民の負担に直結をしていきます。十分な配慮を今後も期待したいと思います。こちらについても総体的に決算状況に問題はなく、議案第33号から議案第37号までの特別会計歳入歳出決算、そして議案第38号 水道決算についても賛成の討論といたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。私は、議案第32号 一般会計歳入歳出決算認定について反対の討論をいたします。

平成29年度は、多くの市民の努力により鹿島市もにぎわいを取り戻している分も出てきました。本当に一人一人の市民が頑張っていております。

さて、市の予算ですが、平成29年度決算では幾つか評価するものもあります。その中でも、特に私は平成23年度から始まった住宅リフォーム助成制度の問題で意見を申し上げたいと思います。

途中県が制度化をしましたが、鹿島市は平成29年度まで7年間、独自に取り組んできました。住宅リフォームをしたいとする市民はもちろんですが、リフォームに取り組む業者にとっても喜ばしいことでした。29年度だけ見ても助成金が4,960千円に対して総工事費は56,315,350円、もちろん市内業者だけですから、この取り組みにおける経済効果は大きなものです。こんな事業こそ、市民からの要求も多く続けるべきだと思います。だが、何度も続けるように要求しましたが、30年度から事業はやめになりました。残念ですが、今後この事業の復活を望むものです。

さて、平成29年度鹿島市にとっては、最も心配される人口減が進んでいくということです。28年に引き続き3万人を切るという状態になりました。少子化が進み高齢化も急速に進んでいく中で、この2つの減少をいかに行政が食いとめるかのための取り組みをとというのが大きな課題になると思います。

特に私は、こういう状況の中で子供の貧困問題が大きな社会問題にもなっているときに、この1年間、子供の問題については特に重視をしてきました。就学援助金の問題、学校給食費無料化の問題、子供の医療費については高校生まで無料にすることと、中学生までについても完全無料化にすることです。就学援助金の問題では、入学準備金については前倒し支給をしてもらうことになりましたが、修学旅行費についてはいまだに精算払いという状況が改善されておりません。学校給食の無料化も進まない状態です。

次の問題ですが、当初予算の審議でも指摘してきましたが、市民交流プラザ整備事業です。

交流プラザができるときは、子供やお年寄りのための施設だからより安全にしてオープンをするということでオープンをしました。しかし、何よりも安全な面では大切な防災シャッター開閉機などを古いままにして、今になって取りかえることがなされました。許せるものではありません。古いものを買って大丈夫かという声に対して、完璧な形で受け取るということだったのではないのでしょうか。それがいまだに施設の改修を初め、予算をつぎ込むということは納得いかないものです。

確かに、交流プラザについては子育てなどに役に立った面も多々あることは承知いたします。しかし、このまま進めば建物はもちろん古くなります。これから先ピオに対してどれだけ市民の大切な税金が無駄に使われることになるかわかりません。

次に、スポーツ合宿誘致の市補助の交付金です。

5,939,700円、7団体に交付されていますが、これに対しては市民の中にも多くの反対を叫ぶ人がいます。これだけの金を使うのであれば、鹿島市のスポーツ振興のために使うべきです。まさに無駄遣いだとしか言えません。

次に、職員の問題です。

財政が厳しいということで正規職員が削減され続けている。このことは、市民サービスに大きく影響するだけでなく、職員の命と健康を脅かし続けています。病気による長期欠席もあります。一方、非正規職員の数もふえて、身分の保障も十分でないまま就労されている実態があります。職員が心身ともに健康であってこそ市民の命と暮らしを守る仕事ができるというものです。指摘を続けてきていますが、なかなか改善の道が見えません。

最後になりますが、私は鹿島市民の命と暮らしを守るためには行財政の取り組みが公平・公正でなくてはならないことを言い続けております。平成29年度においてもこれまでと全く変わらぬ取り組みです。全ての人々が個人として尊重される差別のない社会を実現するために、同和問題を初めとしてさまざまな問題について正しい市民への教育、啓発、そして人権意識の高揚を図ったとうたわれています。しかし、本当にそれがいつになったら変わっていくのでしょうか。全く変わらない状況のまま事業だけが続けられるとしか言いようがありません。人権・同和問題に関するなど正しい理解と認識を深める事業を実施したともあります。

これらの問題については、本当にそれを取り組むということなら、わざわざ同和事業として取り上げるのではなく、生涯学習など一般事業でも十分に組み込んでいけるものです。そういうことで今後も取り組んでいくことを私は訴えていきたいと思えます。

さて、その中でも補助金の問題です。全日本同和会と部落解放同盟の2つの団体に差別解消、福祉及び生活向上のための活動に対する補助として3,921千円の補助金が出されております。内訳は、全日本同和会鹿島支部に2,021,609円、その中には支部長手当、事務局長手当として人件費が1,017,173円が含まれています。さらに、部落解放同盟鹿島支部に1,899,847円、支部長の人件費として733,185円が組まれています。団体補助といいますが、活動費丸抱えでおおよそ補助金と言えるものではありません。それもほとんど東京、大阪を初め、各地域で行われる研究会、大会、学習会、講演会などの参加費です。いろいろな事業に取り組み市民のために尽くしてもらっている社会福祉協議会などにはわずか2,515千円、市老連など福祉6団体の補助金は総額914千円、そのようなものです。特に同和問題では、同和地域の人たちの本当に暮らしを一般並みにするという面ではなかなか昔と変わっていません。そういうところに直接お金をつぎ込むことが私は大事ではないかと思えます。

さて、今、樋口市政に対して「箱物が好きだね」とか「新しいものが好きだね」などの声が聞かれています。それは、この少子・高齢化が進む中で、それに歯どめをかけようというこれといった施策がなかなか市民の目に見えないからではないでしょうか。このように箱物などの取り組みが多いところに、特に借金に頼っての事業の振興があるわけですが、これが非常に大きな問題になってくると思います。これから先どのような財政運営になるか非常に心配です。私は、市民が安心して生活できるような福祉、教育などを優先した市政の取り組みを願うものです。そういう面で今度の平成29年度の決算には反対したいと思います。

さらに、特別会計についても行財政の公正、不公正という問題では、基本的な問題で同じだと思います。特に議案第35号の国民健康保険の問題で反対の討論をしておきたいと思います。

国保財政が厳しいとこれまでもずっと言ってまいりましたが、特に全体の10.5%の滞納世帯、その上2,000千円以下の世帯の滞納割合が8.6%とあります。低所得者層には軽減措置があるということでもいつも言っているんですが、しかし、そういう低所得者階層の中に滞納が多いということは、やはり本当にみんなが安心して払えるような国保税ではないということだと思います。また、資格証明書や短期証明書の発行も問題であると思います。私はこのような問題があるということを指摘しながら、この問題にも反対をしていきたいと思っています。

以上で私の討論を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第32号 平成29年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第32号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第33号 平成29年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第33号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第34号 平成29年度鹿島市谷田工業団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第34号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第35号 平成29年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第35号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第36号 平成29年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第36号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第37号 平成29年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第37号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第38号 平成29年度鹿島市水道事業会計決算認定について、委員会報告は認定であります。これを委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案第38号は提案のとおり認定されました。

ここで執行部の入れかえを行います。

日程第5 文教厚生産業常任委員会付託議案

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第5. 文教厚生産業常任委員会付託議案。

議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についての審議に入ります。

去る9月13日に本会議において文教厚生産業常任委員会に付託をされました議案第39号につきましては、委員会審査結果はお手元に配付をしております。文教厚生産業常任委員会審査報告書写しのとおりであります。

平成30年10月5日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

文教厚生産業常任委員会
委員長 稲富雅和

文教厚生産業常任委員会審査報告書

平成30年9月13日の本会議において付託されました「議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について」、本委員会では、9月19日及び10月5日（再審査）の2日にわたり審査を行い、採決しました。

採決の結果は可否同数となり、鹿島市議会委員会条例第17条第1項の規定による委員長の表決を行い、原案は、否決すべきものと決しました。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。文教厚生産業常任委員会委員長、稲富雅和議員。

○文教厚生産業常任委員長（稲富雅和君）

文教厚生産業常任委員会委員長の稲富雅和です。

去る9月13日の本会議において文教厚生産業常任委員会に付託されました議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について、9月19日及び10月5日再審査の2日にわたり、執行部担当者出席のもと、文教厚生産業常任委員会を開き、審査を行いました。その内容及び結果について報告いたします。

最初に審査の経緯について申し上げます。

本議会で委員会付託を受け、9月19日に本委員会を開きました。委員会では、干潟交流館は重点道の駅に隣接した施設であり、また、今後鹿島市の観光拠点となる将来性の高い施設であるとの認識を持って審査を始めました。このことから、委員から条例本文の審査だけではなく、施設の運営方法、今後の開館までのスケジュール、来館者目標などの説明が求められました。

委員協議の結果、当日の説明資料では、十分に理解できる資料ではなかったため、再度説明を受け、再審査を行うことが適当との判断に至りました。

次の10月5日の再審査では、担当者から干潟交流館と隣接する道の駅鹿島が整備された経緯から、現在隣接する施設の運営状況、干潟交流館の運営方針や来客目標、さらには交流館内部の構造などにわたり詳しい説明と資料をいただきました。その後、委員から質疑を行い、担当者からの答弁を受けました。その内容につきましては、主なものを要約し、議案に関するものと、その他運営などに関するものに分けて報告をいたします。

次に、審議の具体的な内容について申し上げます。

初めに、担当者より次のとおり説明がありました。この条例の制定理由は、交流人口の増加、観光の発展・振興及び地域振興を図るため、鹿島市干潟交流館を新設することに伴い制定されるものであります。条例の条文には、22条から成り、その内容は、第1条には設置する目的、第2条には設置の所在地、第3条には管理運営者が市長であること、第4条には開館時間が午前9時から午後5時までとすること、第5条には、休館日が12月29日から翌年の1月3日までとすること、第6条と第7条には使用許可に関すること、第8条には使用許可の制限に関すること、第9条から第11条には使用料及び還付減免に関すること、第12条には、使用者は許可外の使用または権利の譲渡を禁止すること、第13条には、市長は使用許可の取り消しなどができること、第14条には、使用者は原状に回復する義務があること、第15条には、使用者には施設などを棄損または滅失した場合の損害賠償の義務があること、第16条には、市長は施設への入場制限ができること、第17条には、職員が職務執行のための立ち入り検査ができること、第18条から第21条までは、指定管理者による管理運営となった場合の規定を、第22条には、条例の施行に関し必要な事項は規則で定めること、以上の条文から成っています。

また、条例の施行日は平成31年4月1日とするものであります。

まず、議案に関しての質疑、答弁について申し上げます。

質問 条例第4条の開館時間について、午前9時から午後5時までとなっている。閉館時刻に関し、市の観光拠点であることから、隣接する販売施設の閉店時間と同じ午後6時までとすることはできないのか。販売施設への来客が立ち寄ることで、さらなる相乗効果が期待でき、来館者への増加につながることはできないのか。また、例えば夏時間6時まで、冬時間は原案どおり5時までとすることはできないのか。

答弁 条例上、閉館時間は午後5時までとしているが、これはあくまで基本であり、市長が認めるときはこれを変更できるとしているため、イベント実施や地区行事などある場合は柔軟に対応できるものと考えている。また、閉館後の来館者の状況を見て延長することも検討していきたい。

質疑 閉館時間の午後5時以降、例えば夕暮れの海を眺めたいという来館者が来られたときに、2階の展望デッキに上られるのか。

答弁 2階の学習室などの延長使用がないときは、閉館時間の午後5時に2階へ上る階

段の施錠をする計画がある。このため、2階の展望デッキへ上がることはできない。

質問 一般的な公共施設として展望所は来客者第一を考え、施設の開放時間を長く設定する人が多いと思う。条例第1条に明記されている交流人口の増加、本市観光の発展・振興を図る上では、閉館時間が午後5時であることは理解しがたいのだが、どう思うか。

答弁 夜間の開放については、セキュリティ面に配慮して開放時間を制限せざるを得ないと判断している。これまで隣接する既存施設において夜間の管理者不在時間に施設などが破損された事例もあり、その点も考慮した結果である。

質問 条例第9条の使用料について。シャワー室使用料が1人100円、1回100円となっているが、算出した根拠を示してほしい。

答弁 現在設置されている温水シャワー使用料を基準として同枠の1人1回100円としている。なお、市内の北公園や陸上競技場の温水シャワー使用料も1回100円となっている。

質問 温水シャワー室を運営維持するために相応の水道光熱費が必要となる。その経費は原則として使用料金で賄うべきであるという意見もあるが、どう思うか。

答弁 本施設は、条例第1条に明記している交流人口増加、観光の発展・振興、地域振興を目的とし、さらに福祉の増進に供する公の施設である。このことから、温水シャワー施設の運営費の一部は行政が負担すべきものと考えている。

質問 第18条から第21条までは指定管理者による管理について明記されている。指定管理者による運営となった場合、この条例を改正する必要があるか。

答弁 運営を指定管理者制度へ移行した場合、この条例によって管理ができるため、再度条例を改正する必要はないものと考えている。

質問 将来的に指定管理者制度に移行することを考慮しているなら、最初から指定管理者制度で運営する案はなかったのか。

答弁 運営開始時は、来館者の対応、干潟体験のサービス提供など効率よく運営するまでいろんな課題などが出てくることを想定している。その課題を行政でしっかり取り組み、円滑な運営、軌道に乗った段階で指定管理者制度に移行するのがベターな方策と考えた結果である。

質問 施設の管理運営に関し1階のシャワー室は業務委託を管理し、事務室は賃貸する。また、2階は全て直営で管理運営を行うことになっている。さまざまな事情はあるかもしれないが、観光拠点となる施設を個々の理由で分割し管理運営することは疑問がある。一体的に管理運営すること、つまり、開館当初から指定管理者制度による管理運営がこの施設の目的である有明海とふれあいの場、交流人口の増加、観光振興、地域振興を達成できる近道であると思うが、どう思うか。

答弁 いろいろな考え方があると思うが、円滑に軌道に乗った段階で指定管理者制度に移行するのがベターな方策と考えた結果である。

次に、その他、運営に関する質疑、答弁について申し上げます。

質問 施設の運営はどのように行うのか。

答弁 開館後しばらくは市の職員3名で運営し、その後、指定管理者制度によって管理を行うことを想定している。なお、職員3名のうち1名は、干潟や水生生物などの専門知識のある職員が必要と考えている。

質問 建物全体の管理運営は市の職員3名で、全て行うのか。

答弁 1階のシャワー兼更衣室の清掃業務は地元団体に委託し、また、同じ1階の交流館事務室は同じ地元団体に賃貸して干潟体験の受け付けや観光インフォメーション窓口として使用してもらう計画となっている。2階にある学習室、ミニ水族館、交流スペース、展望デッキなどは市の職員3名で管理運営していく。

質問 本施設は市の観光拠点となる施設と捉えている。その運営は職員体制が充実することが必要と思う。現計画である3名体制では観光施設として十分な体制とは考えにくい。

答弁 イベント開催時などには市役所本庁から職員を臨時的に派遣するなどその都度柔軟に対応する計画であり、現時点での3名体制で十分な運営ができるものとする。

主な質疑、答弁は以上となりました。

この後、討論を行いました。討論では、反対討論3名、賛成討論1名の発言がありました。反対討論では、交流館設置については早く開館していただき、多くの方に利用していただきたいと思う強い気持ちはあるが、閉館時間についてはただし書きの条文である柔軟な対応をできると思うが、やはり最初の条例制定時から午後5時を午後6時に変更すべきという意見がありました。

賛成討論では、これまで隣接する地元団体とも十分な議論が行われ、設置目的を達成できる条文となっているという意見がありました。

討論の後に採決を行いました。議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についての採決の結果は、賛成3名、反対3名の可否同数となりまして、鹿島市議会委員会条例第17条第1項の規定により委員長表決を行い、否決すべきものと決しました。

最後に申し添えますが、今回の委員会は異例の2日間、延べ約5時間となり、慎重な審議を行いました。多くの委員は採決のときの可否判断について、賛否拮抗した審査の中で厳しい判断をせざるを得ない採決となりましたことを申し添えておきます。

以上で、委員会の報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し質疑に入ります。質疑ありませんか。11番光武学議員。

○11番（光武 学君）

まず、今回の条例の審議については2日間という長い時間をかけて（発言する者あり）質問、こっちやろ。

○議長（松尾勝利君）

光武議員、こちらのほうから質問を。（「こっちから」と呼ぶ者あり）

○11番（光武 学君）

どうも失礼しました。11番議員の光武学です。

今回の条例の制定の委員会付託については、2日間という長い時間をかけて審議をしていただきました。その経過は今、委員長報告でお伺いしましたけど、まず第1に、委員会で閉館時間を午後6時にこだわった理由について、隣の施設が6時までだからという説明がありましたけど、やはり千菜市場は民間の施設でありますので、そして、民間の施設でそれは民間が時間を決めておられます。ただ、今までの条例の制定について公の施設ということは、ほとんどがこういう条例でずっと来ているわけですので、その辺を6時にこだわった理由をもう一度お伺いいたします。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業常任委員会委員長稲富雅和議員。

○文教厚生産業常任委員長（稲富雅和君）

先ほどの光武議員の質問に答えます。

先ほどの委員長報告の中にもありましたとおりに、この観光施設、干潟交流館の条例の中に、第1条の中に設置する目的、再度ここで繰り返はしませんけれども、そういう目的がある中で、もちろん市の施設ではありますけれども、これから新たに建設されて新たに目標人数も設定され、市全体で盛り上げていかなくちゃいけない施設でありますので、午後5時までじゃなくて午後6時、それに伴い夏時間を設けるとか、そういった提案が欲しかったというのが1つあります。

そういう中で、誰かが利用できるから5時から延長して利用するというのではなく、最初からそういった時間を設定して多くの方に利用していただきたいという思いであります。

○議長（松尾勝利君）

11番光武学議員。

○11番（光武 学君）

どうもありがとうございました。

ただ、条例上、開館時間においてはただし書きによる開館時間の変更がうたってあり、執行部からも事前にイベントなどで17時以降に予約が入った場合、柔軟に対応し、閉館時間の延長についても状況を見ながら延長すると説明資料に明言されているにもかかわらず、午後6時にこだわった理由はなぜか。そのためのただし書きではないのか、そのあたりの意見は

出なかったのか。9時から午後5時はあくまでも基本の開館時間であり、開館時間に正解はないと思うし、柔軟に対応すると言っている。それではなぜいけないのか、質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業常任委員会委員長稲富雅和議員。

○文教厚生産業常任委員長（稲富雅和君）

光武学議員の質問に答えます。

もちろん設定時間を5時、6時、7時、いろんな時間に設定して柔軟に対応するという姿勢は素晴らしいと思いますけれども、せめて夏時間、一番干潟体験が多い時間には午後6時にしていただきたい。利用されるかどうかわからない状況で毎回時間延長をして運営するというよりも、しっかりとした時間の確保というのが大事ということで委員会としてはこだわり、この時間に設定したいということで報告をしております。

○議長（松尾勝利君）

11番光武学議員。

○11番（光武 学君）

最後の質問にします。

これまでの条例で鹿島市の公の施設の条例をずっと調査しましたけど、ほとんどが基本的なことだけをこういう条例で制定しております。その中で、まず図書館ですけど、条例上は火曜日から金曜日までは午前10時から午後7時まで、そして、土曜日・日曜日及び祝日は午前10時から午後5時までと条例上はなっておりますけど、条例はそのまま、ただし書きにより教育委員会の議決を経て変更をされております。

その変更は、火曜日から金曜日までは午前9時半から午後7時まで、土曜日、日曜日及び祝日は午前9時半から午後5時まで。そしてエイブルホールについては、条例上は火曜日から金曜日まで午前9時から午後10時まで、土曜日、日曜日及び祝日は午前9時から午後5時まで、これを変更して、条例はそのまま、ここもただし書きにより教育委員会の議決を経て土曜日と日曜日は午前9時から午後10時まで、火曜日から金曜日までと祝日は変更なしということで。

そしてもう一つ、肥前浜宿の継場ですけど、これは条例上は休館日は月曜日ですけど、条例はそのまま、ただし書きにより教育委員会の議決を経て変更、休館日は火曜日に変更しておられます。観光の動態により変更ということで、土日より日月のホテル料金が安いと月曜日の来場者が多いという、そういう理由で変更をしております。そういうことで肥前浜宿にある継場や旧乗田家は条例上9時から午後5時までの開館時間ですけど、なぜこの干潟交流館だけが午後6時にこだわるのか、その理由は何か、同じ観光面での交流人口の増加を目的とする施設ではないのかということで最後の質問をいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松尾勝利君）

文教厚生産業常任委員会委員長稲富雅和議員。

○文教厚生産業常任委員長（稲富雅和君）

光武学議員の質問にお答えいたします。

何度も繰り返すようであります。光武議員のほうもしっかりほかのところを調べていただき、どうしてほかの施設と違うというのかというところでもありますけれども、先ほど来申し上げていますとおりに、隣の施設と一緒に時間に運営するというのももちろんあります。先ほど来答弁しておりますように、ほかの施設と変わらなく観光の拠点というのは変わりませんが、自然を相手にする干潟交流館でありますし、夏時間、冬時間などを設けながら、ただお客さんが来たから延長するというのではなく、今回に限ってはしっかりと時間を長くとって多くの方に来ていただきたいということで答弁をいただいておりますので、私のほうからはこれ以上申すことはできませんし、委員の中で採決をする中であって、非常にこの5時というのが皆さん考え、そして採決をされたということでもありますので、そのことも申し添えて、私の答弁といたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、討論に入ります。討論ありませんか。2番片渕清次郎議員。

○2番（片渕清次郎君）

私は、議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についてに対し、反対の立場で討論をいたします。

設置条例の中で、私はこれまで常任委員会におきまして、提案条例の第4条、閉館時間について9時から17時を9時から18時に変更がならないか質問をしてみました。その理由は、以下の4つの観点からであります。

1つ目に、条例第1条には有明海特有の生態系や干潟と張り合う場を提供し、交流人口の増加及び本市観光の発展・振興を図り、もって地域振興に寄与することを目的として鹿島市干潟交流館を設置すると、このようにうたっております。発展・振興の拠点として位置づけられているのがこの交流館だと思います。

2番目に、平成27年、国土交通省から体験型観光拠点として重点道の駅に全国35カ所の一つとして選定されております。その選定条件の中にも干潟交流センターの設置というものが含まれております。これは国からの期待も十分に高いことがわかります。

続けて、昭和60年に始まりましたガタリンピックも、ことし第34回を数え、毎年テレビ放送もされており、国際交流や全国にガタリンピックファンをふやし、鹿島の名前を全国的に

押し上げている、もう周知のとおりだと思います。

そして、第六次総合計画にも祐徳稲荷神社や肥前浜宿と道の駅「鹿島」を結ぶ観光回遊ルートの構築、また、ラムサール干潟との連携、それら点から線へ、線から面へと広げる観光戦略の重点地区であることをまさにうたっております。これはすなわち、人を呼び込む条件がこの交流館のオープンとともに条件がそろったと言えると思います。

そのような観点から干潟交流館の位置する重点道の駅「鹿島」で、隣にあります販売所の営業時間に合わせる必要が当然あると思っております。

委員会の質疑の中で、私は販売所の開館時間を尋ねました。夕方6時まで開店しているという答弁でした。ただし、夕方5時以降は販売所もお客がまばらで買い物も少ない。だから交流館も5時で閉館しますとの答弁がありました。私は、それは違うと思います。現在夕方のお客様が少ない時間帯にお互いが知恵を出し合い相乗効果を狙い、どうすれば客足が伸びるか、そのようなアイデアを出すのも行政の仕事だと思います。

ここでは、平成30年度事業としても、子どもラムサール観察隊、環境教室、エコツアーなど、ここでしかできない事業をたくさん行っております。さらに、31年度以降はこれまでの事業にプラスして楽しみの多い事業を計画されています。ぜひそのような事業が成功することに結びつくようになるためにも、開館時間の重点道の駅全ての時間、夕方6時というふうには私は申し上げておりますけれども、一体としてお客様の来るのを期待したいと思っております、今回のこの第4条につきまして反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

3番議員の樋口作二でございます。私は、鹿島市干潟交流館設置条例について、執行部の提案どおり、第4条に関しまして開館時間を午前9時から午後5時までとする案に賛成であります。

先ほどの片渕議員も言われましたとおり、文教厚生産業委員の全員がやっぱりよい交流館にしようという思いで2日間議論をしたのは間違いありませんでした。しかし、それが本当に実際の実態に通じているのかどうかというあたりを私は述べたいというふうに思います。

まず、道の駅「鹿島」のお客の実態でございます。道の駅「鹿島」、多分どこの道の駅でもそうでありましょうけれども、お昼の時間帯を中心にお客さんが集まられます。それで、先ほどの販売所の件ですけれども、午後6時まで開館時間を延長いたしました理由は、地元のお客さんが、地元の方が6時まであいとったら買い物に来らるっとけねというふうな意見があったので延ばしたということでございました。つまり遠くから来られるお客様あたりは、5時以降に来られるというのはほとんどありませんし、地元のお客様はそのときに交流館に

行って干潟を眺めようとか、あるいは生き物を観察しようとか、そういったふうには決して私はないというふうに思います。遠方から来られたお客様は干潟とか非常に珍しがられます。実際5時以降に閉まったところも、干潟はおりたら前のほうにいっぱい広がっていますので、交流館に上って見る必要もないというふうにも考えます。

次に、展望館のほうの実態でございます。展望館のほうのお客が何時ごろ来られるのかということをやっと尋ねてみました。実態は、午前と午後に分かれてカウントをされています。だから、夕方時分に何名来られるというふうな、そういう具体的なデータはありませんでしたけれど、夕方時分はほとんどない。これは私も何回か行ってまして、感覚的に夕方4時とか、あるいは3時以降とかも含めて余りないということでございますので、5時以降というのはもっと少なくなるんじゃないかなというふうに思います。そこで、当然ここに職員等を配置すると残業というふうな形にもなって金銭的な面でも負担がかかるということですが、すけれども。

その反対の第2番目の理由としまして、水族館の勤務体系を考えました。交流館は水族館もありまして、現在の展望館よりもたくさんの生き物たち、水槽もふやすということも聞いておりますので、生き物もたくさんふやすということです。そうすると、生き物ですから、閉館後の生態管理が非常に重要になってきます。閉館したからといってすぐ帰られるわけではなくて、当然今も5時過ぎてからトイレ掃除とか、そういうふうな生態管理をなさっております。そうすると、6時までですと、そしたら、大体どのくらいかかるねということ聞いてみましたが、普通は30分ぐらいだけど、多いときには1時間ぐらいかかるときにもあるというふうなことでございました。やっぱりバックヤードにも生き物がありまして、その管理というのがなかなか難しいし、夏場は氷などを入れて水温を下げるとか、冬場は逆にちょっと温めて延命を図るというですかね、そういうふうな作業が専門的であるということでした。

私もウナギをバックヤードにプレゼントしましたら、大きなバケツの中に水を10センチばかり入れておられたんですけど、次の日には、もちろんふたをかぶせてあったんですけども、ウナギは尻尾のほうから上がっていつて出るんですね。そして、次の日にいなくなっていて、やっぱり専門的な知識がないとそういうことができないというのがわかりましたので、そういうふうな専門的な知識と管理が必要になってくるというふうに思います。

以上のようなことから、ほかの同様な施設はどのようになっているのかなというふうなことも若干調べてみましたけれども、宇宙科学館等は若干夏場とか子供たちの夏休みに合わせて閉館時間を変更されたりしておられますけど、今度開設する荒尾なんかも5時で終了するというふうなことでした。

さらに、この干潟交流館におきましては、休館日が年末年始というふうになっております。ということは、1週間の中では休館日がないというふうなことです。そうした場合の勤務が

非常に詰まってくるのかなと、大体5日間しか働けませんので、残りの2日間をどういうふうに対応するのかなというあたりも、水族館の維持というのに関しても課題が残るのかなというふうに思います。

したがって、17時までの開館時間ということで、その後、閉館作業を行って勤務時間内に帰られるというふうな、勤務者にとっても都合のいいような時間帯にしておくことがここで働く人たちの意欲も高めて、第1条にありますように、交流人口の増加とか鹿島市の観光の発展・振興とかにも私はつながると思ひまして、提案どおり午前9時から午後5時までの開館ということで執行部の提案に賛成いたします。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。9番伊東茂議員。

○9番（伊東 茂君）

9番議員の伊東です。私は今回のこの議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例について反対の立場で討論をいたします。

今回の設置条例につきましては、最初に全員協議会で議員全員が概要説明を受けました。そして委員会に付託され、委員会で審査が始まり、執行部と質疑応答を繰り返す中、まず委員から、車で観光に来られた一般のお客さんが夕方5時ぐらいに来られた。しかし、隣の千菜市は夕方6時までの開館時間になっている。2階で干潟水槽や展望デッキを見てみたい。一般の観光客の方は、このエリア一帯が同じ観光施設と考へないでしょうか。来館者の利用をふやすために、委員の中から夕方5時の開館時間を延長できないかと執行部に対して検討してくださいと要望が出されました。

そして続いて、シャワー室の使用料の1人1回100円の料金設定の根拠がよくわからない。1回使用です。ほかの施設は10分100円という料金設定の中で、1回100円でどういうことですかと。

そして次に、施設の職員体制は任期つき職員1名、これは先ほどから出ているように水産学芸員に準じた資格保有者と臨時的任用職員、日々雇用の2名、計3名の体制では不十分ではないですかと委員から出ました。この施設、休館日が12月29日から1月3日のみとなっております。じゃ、職員はこの3人でシフトを回していけるのか、先ほどもあったように、もし観光客、夜のナイトツアー等でなってきたときに、3人で本当にできるものなのか、私たちは疑問に感じます。

そして、干潟交流館、最初に出された資料には、年間の行事スケジュール計画や学習館、干潟体験、環境教室など利用者の年間目標数など資料が余りにも不足している。

こういうふうな質問や意見が数多く出ました。採決に至るまでの判断材料が乏しく、これは継続審査をするべきだと委員会の意見は一致し、再度審査となりました。再審査では、要求した干潟交流館1階2階の各施設の詳しい配置図、年間利用者目標数、そして現在ある干

潟展望館、ここで行われている本年度、平成30年度の事業内容と来年から新しい展望館ができる、ここの施設の季節ごとの事業計画、そして、シャワー室の利用料の根拠など新たなデータも提示をしていただきました。納得できる部分もありました。しかし、最後まで残ったのが職員体制の件がまず1つです。

現在の展望館が2.5人で運営をしており、新しい新館のスペースの広さから考えて3人体制でよいと返答されました。どうでしょうか、先ほども私は言ったように、閉館日が12月29日から1月3日、この数日間だけが閉館日となっている。それで本当に3人で対応ができるものなのか。そして、開館時間の延長、9時から17時の原案を再度執行部は提示され、利用状況を見て判断をしたいとおっしゃいました。どうも執行部の答弁には私たち議員の施設に対する熱い思いとは距離感があるように思われました。来年オープンするこの施設は、約419,000千円の工事費がかかっています。この中には、150,000千円国からの補助をいただいております。それは隣に重点道の駅というものがあるからではないでしょうか。

一番最初にこの条例に掲げてあります交流人口の増加、観光の発展・振興などを目的、そういうふうな施設なんです。私はこの重点道の駅に新たな観光スポットができることは本当に喜びを感じています。ここを訪れた方が有明海の観察、体験、学習に今まで以上の期待を寄せるとともに、道の駅への来客数の相乗効果を期待するところです。市直営で行う初年度だからこそ十分な準備を行い、4月の開館に備える必要があると考えています。

以上のような理由により、委員会の採決をされたとおりに、執行部が出されたこの設置条例原案に反対します。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。8番勝屋弘貞議員。

○8番（勝屋弘貞君）

8番議員、勝屋弘貞でございます。私は、議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほどより多くの議員が今回行われました委員会の中身について話されました。実際、私も先ほどの反対の立場で討論されました伊東議員のお話しされたことに関しましては、それは私も同感することが多々あります。でも、今回の条例の制定につきましては、争点の一つ、開館時間をどうするかというところだけなんです。実際、先ほど光武議員の質問の中でありましたように、観光スポットである継場では5時までだと、大体基本的に観光スポットは5時までなんです。エイブルなり図書館なり、ああいう生涯学習センターのほうも「市長が認めた場合にはこの限りではない」というところで、時間の変更等が行われてあります。

今回、先ほど伊東議員がおっしゃったように、執行部のほうの熱い思いが感じられないというようなこともあるかもしれませんが、しっかりこの一文が入っております「市長が認め

た場合には」というところで、対応はしっかりなされるのではないかと思います。

そういうところで、私はこの原案を通すべきものと思います。来年度のオープンに向けまして、この議会で通さないと準備に支障を来すのではないかと思うところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。（「議長、動議」と呼ぶ者あり）

12番徳村博紀議員の発言を許します。自席からお願いします。

○12番（徳村博紀君）

ただいま動議を出しました12番議員の徳村でございます。

ただいま審議中の議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定について、賛否両論の討論の状況でございます。ですので、修正案をここで提出したいと思っております。

○議長（松尾勝利君）

ただいま徳村議員より修正案を提出したい旨の動議発言がありましたので、ここで暫時休憩します。

これから議会運営委員会を開催しますので、委員の皆様は第1委員会室にお集まりください。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

時間が大分経過しておりますので、ここで10分間休憩し、その後議会を再開したいと思います。

午後2時20分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

先ほどの動議の提出について議会運営委員会で審議をしていただきました。その結果について議会運営委員長より報告をお願いします。13番福井正議員。

○議会運営委員長（福井 正君）

先ほど議会運営委員会を開きまして、先ほど出されました修正動議について協議をいたしました。その結果、徳村博紀議員と光武学議員の2名から動議が提出されておりましたので、

動議は成立いたします。

以上、報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ここで修正案についての議論を始めますが、その前に暫時休憩します。内容についての検討を行います。

午後 2 時 31 分 休憩

午後 2 時 36 分 再開

○議長（松尾勝利君）

再開します。

議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についての修正案が提出をされております。提出者の説明を求めます。12番徳村博紀議員。

○12番（徳村博紀君）

議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定についての修正案について説明をいたします。

説明の理由は、文教厚生産業常任委員会の判断は否決すべきものでありますが、議論の争点は開館時間であり、その条文のみを修正した修正案を提出するものであります。

その内容は、夏季に限り閉館時刻を午後 6 時までとするものでございます。

お手元の配付の修正案をごらんください。

原案の条例第 4 条について、原案は午前 9 時から午後 5 時までとなっておりますが、修正案として 5 月 1 日から 10 月 31 日までの期間を午前 9 時から午後 6 時まで、11 月 1 日から 4 月 30 日までの期間を午前 9 時から午後 5 時までとするに修正するものでございます。

以上で修正案の説明を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいま修正案の説明がありました。

それでは、議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例のうち第 4 条についての修正案の質疑を行います。質疑ありませんか。15号角田一美議員。

○15番（角田一美君）

ただいま議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の制定に対する修正案が提出されましたけれども、これにつきましては賛否、これから問われるわけですけれども、原案を提出されました執行部のほうにこの修正案に対する意見なり考え方について、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

土井産業部長。

○産業部長（土井正昭君）

執行部の意見、考えについてお答えをいたします。

まず、議案について慎重に御審議いただいていることに感謝申し上げます。ありがとうございます。執行部側のこれまでの経緯も含めて、少し答弁をさせていただければと思います。

鹿島市干潟交流館については今年度末の施設の完成を予定しているところであり、平成31年4月オープンの予定であることから、その準備のために干潟交流館の設置目的や管理運営、開館時間、使用の許可など公の施設として活用するための設置条例を今定例会に提案をしたところでございます。

提案に至るまでには他の提出議案同様、庁内の担当部局、商工観光課になりますが、内容を検討し、庁内の意思決定をする会議であります庁議や法制審査会、ここで議論を積み上げ、その手続を経て庁内意思決定のもと今議会に提案したものであります。

この審議については先ほど来っておりますように、2回にわたり委員会で御審議をいただいたところであります。これまで担当部局の商工観光課の職員は条例案の作成から関係資料の作成、説明資料の作成など、今議会中は一般質問や他の決算審査特別委員会の対応で忙しい中、大変努力をして準備をしてくれたところであります。部課長としてはそういう努力を形にできるよう議会に臨んでいるところであります。

今回の修正案についてですけれども、私どもの提案は開館時間を午前9時から午後5時まで、ただし、市長が必要と認めるときはこれを変更することができる」と規定をしておりました。この考え方は、先ほど来ありますが、他の施設の状況、例えば、干潟展望館などありますけれども、そういった他の公の施設の開館の状況、それから、人が訪れると思われる時間帯、それから、管理運営に当たっては地方自治法に示されておりますが、事務を処理するに当たっては最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければいけないということなどを勘案し設定をしたところでございます。

また、ただし書きに示しておりますように、状況を見ながら柔軟に対応できるという条件を付しているところでもあります。

今回の修正案につきましては、私どもが提案した時間より5月から10月までの期間、開館時間を長くすることで新しくオープンする干潟交流館、これの設置目的に沿って、より多くの人に活用をしていただき、施設の整備効果を上げるために考えていただいた案であると思います。そういった提案議員の方の提案に対して、執行部としてももちろん否定するものではなく、むしろ思いは担当部局としては同じ考えであると考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。議案第39号 鹿島市干潟交流館設置条例の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立多数であります。よって、議案39号の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く議案第39号原案についての採決を行います。

議案第39号原案について賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、議案第39号原案については可決されました。

日程第6 総務建設環境常任委員会付託請願

○議長（松尾勝利君）

日程第6. 総務建設環境常任委員会付託請願、請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願についての審議に入ります。

去る9月14日の本会議において、総務建設環境常任委員会に付託をされました請願第2号の委員会審査報告は、お手元に配付をしております総務建設環境常任委員会審査報告書（その1）写しのとおりであります。

平成30年10月4日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境常任委員会

委員長 光武 学

総務建設環境常任委員会審査報告書（その1）

平成30年9月14日の本会議において付託されました「請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願について」、9月19日に委員会を開き審査の結果、採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

総務建設環境常任委員会委員長の光武学でございます。

去る9月14日の本会議におきまして、総務建設環境常任委員会に付託されました請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願については、常任委員会を9月19日に開催いたしました。委員会では紹介議員及び請願人補助者の出席を得て、請願の趣旨説明を受け質疑応答、討論、採決を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

まず、この請願者が佐賀県下水道協会会長の佐賀市長の秀島敏行氏となっております。そういう組織の経過から、まず御説明をさせていただきます。

この佐賀県下水道協会は、県内に20の市と町があるわけですが、17の市と町がこの下水道協会に加入しているとのこと。あとの3地区は、1カ所は農村集落排水事業、そしてもう1カ所は漁村集落排水事業、もう1カ所は合併浄化槽、そういう事業を取り入れて、ほぼ九十何%というあれでも完了しているそうです。それで、先ほど紹介議員及び請願人補助者と申しましたけど、佐賀県下水道協会に鹿島も加入しておりますので、鹿島もその下水道協会の会員ということで、補助者ということで下水道の部長、課長あたりから説明を受けました。

その説明書の中身の要点だけを抜粋して読み上げますが、県内で早期に下水道を整備した事業体においては、維持管理に移行し施設の老朽化が進む中、改築、更新の時期を迎えております。

そのような状況の中、平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、国による支援は未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示されました。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、住民生活が成り立たなくなります。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて住民の理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、住民生活に重大な影響が及ぶおそれがあります。

また、下水道は、地域からの汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水等の水質を保全するなど、公共的役割が極めて大きな事業ですが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではありません。

これまで当協会では市民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対して国費支援を確実に継続することを県内各市町の総意として国等に

対して要望してまいりました。つきましては、貴市議会におかれましても趣旨に御理解いただき、関係各機関に対して下水道施設の改築への国費支援の継続についての意見書提出を願いたします。ということで、佐賀市長の秀島敏行会長の名前で県内17の市町に同じ請願のお願いが届いております。それを受けて幾らか質疑がありましたので、紹介いたします。

質問 補助金がなくなったら受益者負担を上げなければならないという方向で動かざるを得ないのか。

答弁 受益者負担金と下水道使用料があり、今回は下水道使用料についての話である。受益者負担というのは接続の費用の一部負担金である。

質問 新築の補助がある程度なくなる可能性があるのですが、できるだけ平成38年度までに新築できる分はできるだけ済ませ、その後は国が改築へ財源をシフトされるので、対応しなければならないということであったが、逆に補助が減る状況になったときの財源の対策はどのようなことが考えられるか。

答弁 まず、使用料の値上げ、それが余りにも高額になる場合は一般会計の繰り入れが考えられる。

質問 平成38年度までにどこまで新築ができるのか。

答弁 国土交通省が推奨しているデザインビルドも取り入れつつ国費の確保に努力しているが、全国で平成38年度をめどに補助金を取り合う形になっている。財源が確保できればある程度の管を延ばすことはできる。

以上のような質疑答弁の後、採決をした結果、請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願については、総務建設環境常任委員会において起立全員で採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書採択の請願についての委員長報告は採択であります。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、請願第2号は提案のとおり採択されました。

ここで資料の配付を行いますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

追加日程第1 議員上程意見書第2号

○議長（松尾勝利君）

ただいまお手元に配付をいたしました意見書第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書（案）について議員上程をされました。

意見書の朗読を求めます。11番光武学議員。

○11番（光武 学君）

意見書第2号

下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書（案）

平成29年度に開催された財政制度等審議会において、下水道事業については、受益者負担の観点から、（汚水に係る下水道施設の改築については排出者が負担すべきとの考えの下、）国による支援は、未普及の解消及び雨水対策への重点化の方針が提示され、昨年12月22日、国土交通省から、下水道事業にかかる社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等への重点化の方針が通知された。

仮に、下水道施設の改築への国費支援がなくなった場合、今後、人口減少が本格化する中、著しく高額な下水道使用料を徴収せざるを得なくなり、市民生活が成り立たなくなる。一方、下水道使用料の大幅な引き上げについて理解が得られず、施設の改築が進められなくなった場合、道路陥没や下水処理の機能停止によるトイレの使用停止など、市民生活に重大な影響が及ぶおそれがある。

また、下水道は、地域からの汚水を排除することによって公衆衛生を確保するとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、公共的役割がきわめて大きな事業であるが、この役割は、新設時も改築時も変わるものではない。

よって、国においては、市民生活の維持や下水道の公共的役割に対する国の責務の観点から、下水道施設の改築に対する国費支援を継続することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年10月10日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍晋三様
衆議院議長 大島理森様

参議院議長 伊達忠一様
総務大臣 石田真敏様
財務大臣 麻生太郎様
国土交通大臣 石井啓一様

以上、意見書（案）を提出する。

平成30年10月10日

提出者	鹿島市議会議員	杉原元博
〃	〃	片渕清次郎
〃	〃	樋口作二
〃	〃	中村和典
〃	〃	松田義太
〃	〃	稲富雅和
〃	〃	勝屋弘貞
〃	〃	伊東茂
〃	〃	松本末治
〃	〃	光武学
〃	〃	徳村博紀
〃	〃	福井正
〃	〃	松尾征子
〃	〃	角田一美

鹿島市議会議長 松尾勝利様

以上です。

○議長（松尾勝利君）

意見書案についての質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 下水道施設の改築への国費支援の継続に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

日程第7 総務建設環境常任委員会付託請願

○議長（松尾勝利君）

次に、日程第7. 総務建設環境常任委員会付託請願、請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願についての審議に入ります。

去る9月14日の本会議において、総務建設環境常任委員会に付託をされました請願第3号の委員会審査報告はお手元に配付をしております総務建設環境常任委員会審査報告書（その2）写しのとおりであります。

平成30年10月4日

鹿島市議会

議長 松尾勝利様

総務建設環境常任委員会
委員長 光武学

総務建設環境常任委員会審査報告書（その2）

平成30年9月14日の本会議において付託されました「請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願について」、9月19日に委員会を開き審査の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、会議規則第130条第1項の規定により報告します。

委員長から審査経過及び採決結果の報告を求めます。総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武学君）

総務建設環境常任委員会委員長の光武学です。

去る9月14日の本会議において、総務建設環境委員会に付託されました請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願について、9月19日に審査を行いました。その概要及び結果について報告いたします。

まず、紹介議員である松尾征子議員より挨拶があり、その後、松尾征子議員が退室した後に日本共産党鹿島市委員会の松尾泰佑氏より説明がありました。その説明は、請願書の読み上げと、以下、県と県漁協が結んでいる公害防止協定を無視している。オスプレイは欠陥機。今の政権は安保条約、日米協定を重視しているという説明があり、次に質疑に入りました。

質問 公害防止協定の細かいところがわかっていない状況であるが、自衛隊配備を認め

ないことがなぜ公害防止協定になるのか。

答弁 もし、有明海に落ちたらいろいろな被害が出る。

質問 今までの事故はオスプレイは人為的なミスが多い。機械の欠陥ではないのでは
ないか。

答弁 オスプレイはヘリコプターのように垂直に飛ぶ。飛行機のように水平に飛ぶとい
う両方の機能を持っている。人為的なミスと言われるが操縦が難しい。飛行機とヘリ
コプターの機能を兼ね備えていることに問題があると言われている。

質問 遷移飛行、操縦を切りかえるときに難しい。問題は着陸操縦は難しい。オースト
ラリアの事故は高度が低過ぎてローターの風がはね返ってきたものによるもの。沖縄
の事故も無理な訓練をしていて、ほとんど人為的なもの。操縦ミスによるものでは
ないのか。

答弁 佐賀でもそういう事故が起こり得るとのことだと思ふ。

質問 断言はできないが運用で変わってくると思う。目達原の事故は部品が中古で、し
かも壊れていたことによるもの。自衛隊は厳重に整備されているので、そこまで危険
なものとは言えないのではないか。

答弁 事故が絶対ないとは言えない。配備しないことが賢明である。

質問 事故率が高いのはAH64Dヘリコプターである。オスプレイだけの問題ではない
と思う。

答弁 オスプレイだけではない。ほかのヘリコプターも来たら事故の危険が高まる。

質問 目達原の事故から事故は起きていない。あくまでもモーターの部品に欠陥があっ
たことによるもの。徹底すれば事故は起きないのではないか。

答弁 チェックができないからそういう事故が起きる。事故が絶対起きないとは言え
ない。

質問 防衛省と佐賀県で環境保全と補償に関する協議会を設置する。オスプレイの安全
性に関する情報共有を図るといふような合意事項が取り交わされている。漁協として
は自分たちから大丈夫ということではなく、佐賀県が方向性を示した上で話し合いに
応じるという立場をとられている。それについてはどうか。

答弁 協定があり漁協の了解のないまま受け入れ表明するのはいけないと思う。

質問 漁協も防衛省、県とも協議をされた経緯はある。佐賀県には川副、鹿島地区、大
浦と漁業者がいて、それぞれの立場でいろいろな思いを持っている。今回は佐賀県と
国の関係、知事としては慎重に協議をしていかなければならないと思われているが、
沖縄だけに負担させるわけにはいかない。国防という意味から佐賀県も負担を負わな
ければならないと思われているが、その点についてはどうか。

答弁 柳川市長が抗議をされた。協定があるのにそれを無視し、受け入れを表明したこ

とは知事は間違っていると思う。

質問 話し合いをして準備ができれば受け入れ合意を了承されるのか。

答弁 受け入れできない。

質問 漁協との協議ができない状況の中で苦渋の決断をされている。県議会でも議論はされている。佐賀市と離れている鹿島市だが、我々も考えていかなければならないと思う。あと意見書の文言について冒頭の部分、民間空港に支障はないとして、そして、県民の安全・安心を売り渡したについて批判的な内容が入っているので、議会としてはいかがなものかと思う。

答弁 稚拙なところがあり申しわけない。表現が下手だった。文面は修正して構わない。

質問 あと段落4つ目の事故が起きることを予想せよについてはどうか。意見書としては的確でないように思われるがそれについてはどうか。

答弁 修正していい。

質問 最初の説明に将来的にアメリカ海兵隊のこちらへの移転があるのではないかと危惧するとあった。当初、国から佐賀県に対してその文言はあったが、現在は佐賀県からの要請があって取り下げられている。このことについてはどう考えているのか。

答弁 確かにそのとおりである。ヨーロッパでイタリアの法律が優先されているが、日本では日米協定が優先されるので、行く行くは移転があるのではないかと危惧している。

質問 アメリカ海兵隊は移転しないことが保障されるのであるがどうか。

答弁 反対する。

質問 沖縄の負担軽減を含めて考えた場合はどうか。

答弁 日本国憲法9条を考えたらできないと思う。

質問 沖縄に頼っている状態である。日本国内で基地の分担、沖縄の負担軽減で捉えることは請願の立場ではできないのか。

答弁 確かに沖縄の負担は重い。大変な負担である。軽減しなければならないのは理解できる。基地をたらい回しにするのではなく基地をなくす、アメリカが撤退するという方向にいかなければならないと思う。新たな基地をつくる必要はない。安保条約はなくさなければならない。

質問 今自然災害が発生し、自衛隊がいろいろなところで活動をされている。そのように佐賀空港に自衛隊が来ることが防災拠点としての位置づけがあると思うが、それについてはどうか。

答弁 自衛隊は戦争ではなく防災のために活動すべきである。

質問 拠点として使うのは一つの方法である。開かれた土地で場所的にいろいろな方面に行きやすく災害物資の輸送にも適していると思われるが、それについてはどうか。

答弁 長崎県相浦駐屯地のように佐賀空港は狙われている。防災を盾にして軍事を広げることに利用されてしまう。佐賀はそのようなことがないようにしてもらいたい。

質問 九州管内での自衛隊基地等の負担割合は佐賀県の負担が九州で一番少ない。他の県はもっと自衛隊の基地等があり応分の負担をすべきではないかと県議会で話が出ている。そのことについてはどう思われるか。

答弁 日本には憲法9条がある。それに沿って政治を進めていくのが筋である。

以上で請願人に対する質疑が終了し、請願人退室の後、審査に入りました。

審査の意見として報告します。

市議会で国政レベルの話を論じるのは好ましくない。国防が絡んでいる。だが、事故が起こったときにどうするかは考えておかなければならない。事故が起きないように整備をしっかりとってもらうことと、飛行高度300メートル以上で飛行してもらうよう要望が必要。我々としては関心を持っていることは示してもいいと思う。

新聞報道等によると拙速ということは否めないところはあるが、合意をしたから即前に進むということではなく、漁協との合意、コハダ漁への影響などいろいろな調査をこれからやっていき、その上で合意に至るのかどうかということがまず出てくる。今回のことを契機にこれから慎重に審議をしていくプロセスの一つであると思う。撤回ということではなく、今後とも慎重に審議をしてほしいということである。

例えば、意見書として出すのであれば、撤回ではなく今後とも慎重にお願いしたいということだと思う。また、今回は出さないで県で審議されているので、見守りたいということかどうかと思う。

そしてその後、討論に入りまして、討論はなし。

そしてその後、採決を行いました。賛成ゼロ人で不採択とすることに決しました。

以上の質疑の後、採択した結果、請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願については、総務建設環境委員会において賛成なしで不採択とすることに決しました。

これはその後の委員協議会を開催して、委員協議会での意見ですけど、まず1つは、鹿島市議会として事前の勉強をしていなかった。県と県議会の動きを見ながら勉強会が必要。鹿島市の問題の整理もできていない。そして、もう一つは、当事者同士の話が行われていない状況で鹿島市からは話ができないということで、これから常任委員会としてもいろいろ情報収集やら勉強をしていくということで、閉会いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（松尾勝利君）

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

1点だけ質問をしたいと思いますが、質問の前に私はこれだけはおかしいんじゃないかと思ひます。

意見の中で国際問題を議会で論ずるのは思わしくないというような意見がありました、これはおかしい問題です。いろいろな面で市民の暮らしにも直結してきますし、そういうことを考えるような議会では私はよくないと思ひます。これは意見です。

私が質問したいのは、いろいろな問題があると思ひます。オスプレイの安全性、その他いろいろ問題がありますが、その中でも特にお尋ねをしたいのは、先ほど報告の中でもありましたが、もう少し詳しく聞かせていただきたい。

というのは、今回の特に問題と思ひるのは、私は公害防止協定の問題だと思ひます。佐賀空港建設時に自衛隊との間で公害防止協定が結ばれています。この協定では自衛隊との共有はしないとはっきりと書かれていると言ひられています。この協定がある限り、特に今回の合意は許せないものだと思ひますよね。そういう面で、その辺についてどれくらいの論議がされたのか、協定の問題。これは本当に重要な問題だと思ひますよ。これは知事が無視することになりますと、まさに民主主義の問題でもあると思ひますので、その辺について詳しくお答えいただきたいと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

総務建設環境常任委員会委員長光武学議員。

○総務建設環境常任委員長（光武 学君）

お答えにならないと思ひますけど、私が今報告したことは委員会であったことをもう全て報告しました。そして、公害防止協定については、今から漁協者の方と知事が話をしていくということで、それについては今度3月のノリの時期が終わってから話し合いに入るといふことで、その辺までちょっと見守るべきではないかといふ、そこまでしか話は出ておりません。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

質疑はないようですので、討論に入ります。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

去る9月14日に本会議におきまして、総務建設環境常任委員会に付託されました請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願について反対の立場で討論をいたします。

請願書に記載されております20年間で100億円で国民の安全・安心を売り渡したとの表現

がございますが、佐賀県と国、防衛省は、平成26年7月に当時の古川知事に武田防衛副大臣と佐賀空港へのオスプレイ配備など要請されたことから始まり、平成26年8月、小野寺防衛大臣、10月に左藤防衛副大臣からの要請。平成27年2月13日、左藤防衛副大臣から現岩国知事に要請、平成27年10月29日、中谷防衛大臣による説明。その際にアメリカ海兵隊の利用について取り下げるとの発言。平成27年10月以降、防衛省の説明内容について精査確認作業をされ、県と九州防衛局との間で5往復にわたり質問や回答のやりとりが行われました。平成28年6月3日、若宮防衛副大臣に対して要請したオスプレイのデモフライトが実施され、それらの協議説明を受けて県議会でも議論、意見などを踏まえて、平成29年5月30日、佐賀空港の自衛隊使用要請に関する論点整理素案が発表されました。その中で防衛大臣が、これまで説明の中で示した適切な対応策を確実に講じることを前提として、不合理な点がないことを確認されています。

このように、5年間にわたり討議と議論がなされています。また、平成30年8月24日の知事臨時記者会見や、平成30年佐賀県議会知事提案事項説明要旨でも、これらのことが説明されています。佐賀空港当事者である佐賀県議会でも、平成29年7月3日に佐賀空港の自衛隊配備に関する決議が。また、佐賀市議会でも平成29年12月19日に佐賀空港の陸上自衛隊配備に関する決議が採択され、いずれも佐賀空港への陸上自衛隊配備に賛成する決議でございます。私たち鹿島市議会議員といたしましても、議会制民主主義による決議は尊重すべきことだと考えます。

米海兵隊オスプレイは昨年9月に夜間の荒天時に沖縄で空中給油訓練中にローターが給油ホースに絡まり不安定となり不時着した事故や、本年8月にはオーストラリアで強襲揚陸艦に着艦時に目測を誤り衝突。また、シリアでの作戦中に墜落することはございましたが、いずれも過酷な訓練や実戦中の事故であり、当時の小野寺防衛大臣によるオスプレイへの機体の安全性及び安全対策の方向性について、有明海及び有明海上空では過酷な状況下における訓練を実施しないことが明言され、安全性に関する情報共有について県と防衛省で連絡を密にし、よいことも悪いことも包み隠さず報告することが約束をされています。

100億円の着陸料について、有明海漁業の振興と補償のための基金を創設。この基金を使い有明海の再生につながるものだと思います。当時の香月熊雄知事と交わされました佐賀空港建設に関する公害防止協定書の覚書附属資料に、県の考えとして、県は自衛隊と共用するような考えを持っていない。また、このことは空港の運営変更になることであり、当然事前協議の対象になるものであると考えられるとあり、今回の佐賀空港の自衛隊使用に関して漁協などと事前協議をなされ、そこで何らかの決定がなされるものと思います。これらのことを踏まえ、請願採択に反対をいたします。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

ただいま審議をされております自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願については、賛成の立場で討論をいたします。

佐賀のことは佐賀で決めると言って知事の席に着いた山口佐賀県知事です。ところが、漁業者や地元、また、多くの県民の声は全く無視して、8月24日、小野寺防衛大臣との間でオスプレイの佐賀空港配備について合意をしました。知事の独自の受け入れは許せないの声は新聞紙上でも多く報道され続けています。

オスプレイについては安全性の問題も含めて問題はいろいろ残されていますが、今日、特に問題があるのは公害防止協定の問題です。佐賀空港建設は自衛隊との間で公害防止協定が結ばれております。この協定では自衛隊との共有はしないとはっきり書かれています。この協定がある限り、特に今回の合意は許せないものです。知事が過去の協定を無視するようなことなど絶対許せません。

ところが、今報告にもありましたように、委員会の報告では、これから漁業者と協議をするというような、そういうお考えが述べられておりますが、この協定ではっきり自衛隊とは共有しないと決まっています。これを協議するということは、つまり協定を無視して国の考えを押しつけることになるのではないのでしょうか。公害防止協定は重いものだと言われ、佐賀市長もはっきりと述べられております。このような重大な問題でもあります。今回の合意については配備反対、賛成の前にもう一度取り下げをし、十分に協議をやり直すことが大切だと私は思います。

新聞報道によれば、年末の知事選挙、自民党が山口知事を推薦する決意をし、自民党本部の甘利選対委員長が、佐賀県は大きな問題を抱えている。そして、受け入れた以上はしっかり前に進めてほしい。知事が先頭に立って問題解決を進めてやってほしいと求められたと新聞に載っておりました。佐賀のことは佐賀で決めると言った知事が、選挙の推薦欲しさに自民党の方針にすり寄るようなことは絶対に許せるものではありません。佐賀県、そして佐賀県有明海漁協が結んでいる自衛隊との空港共用を否定した公害防止協定を無視し、受け入れ表明をした知事の態度は絶対に許せません。

ここで知事に今回の問題について防衛大臣との合意を白紙に戻して、関係者はもちろん、県民と協議をしてもらうためにオスプレイ受け入れの撤回を求めるべきだと思います。よって、今回出されている自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願には賛成をするものです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

討論を終わります。

採決します。請願第3号 自衛隊オスプレイ受け入れ合意の撤回を求める意見書採択の請願についての委員長報告は不採択であります。この請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松尾勝利君）

起立少数であります。よって、請願第3号は不採択と決しました。

日程第8 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙

○議長（松尾勝利君）

最後に、日程第8. 杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

本件は、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定により、当組合議員の選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

それでは、杵藤地区広域市町村圏組合同規約第5条第3項の規定にする当議会議員に鹿島市副市長の藤田洋一郎氏を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名をしました藤田洋一郎氏を杵藤地区広域市町村圏組合議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾勝利君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をしました藤田洋一郎氏が杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選をされました。

当選されました藤田洋一郎氏に、杵藤地区広域市町村圏組合議会議員に当選されたことを告知いたします。

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。

午後 3 時 29 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 松 尾 勝 利

会議録署名議員 8 番 勝 屋 弘 貞

同 上 9 番 伊 東 茂

同 上 10 番 松 本 末 治